

全員協議会次第

平成30年11月28日

全員協議会室 9:30～

1. 開 会 (9:30)

齊藤事務局長

2. 挨拶

抜井議長

3. 協議事項

- (1) 「三芳町空家等の適正管理に関する条例」の制定について
- (2) 三芳町課室設置条例の一部を改正する条例について
- (3) ライフバスの再編について
- (4) オランダウィークの実施について
- (5) 意見書の調整について

4. 報告事項

- (1) 議会運営委員会
- (2) 政策検討会議

5. その他

6. 閉 会 (12:19)

井田副議長

平成30年11月28日(水)

全員協議会に出席を求めた者の職氏名

出席議員

議員	久保健二	議員	増田磨美
議員	鈴木淳	議員	細田三恵
議員	小松伸介	議員	岩城桂子
議員	安澤豊	議員	本名洋
議員	吉村美津子	議員	細谷三男
議員	菊地浩二	議員	内藤美佐子
議員	山口正史		
議長	抜井尚男	副議長	井田和宏

欠席議員

なし

説明者

自治安心課長	前田早苗	自治安心課副課長	古寺靖
都市計画課長	近藤康浩	都市計画課発注担当主幹	鹿島英幹
環境課長	長谷川幸	政策推進室長	百富由美香
政策推進室副室長	島田高志	政策推進室担当主幹	富田篤
政策推進室担当主事	宮腰孝信		

全員協議会に出席した事務局職員

事務局長	齊藤隆男	事務局書記	山田亜矢子
------	------	-------	-------

◎開会の宣告

- 事務局長（齊藤隆男君） それでは、定刻となりましたので、ただいまより全員協議会を開催いたします。
(午前 9時30分)
-

◎開会の挨拶

- 事務局長（齊藤隆男君） 開会に当たりまして、抜井議長よりご挨拶をお願いいたします。
○議長（抜井尚男君） 改めまして、皆さんおはようございます。

本日は全員協議会ということで、議員各位、また担当されます執行部の皆様方、ご出席を賜りまことにありがとうございます。おかげさまをもちまして19日に開会をした12月定例会でございますが、予定では金曜日30日をもって閉会をする予定となっております。皆様のご協力に感謝申し上げますとともに、あと数日残っておりますので、引き続きのご協力をお願いするところでございます。

寒暖の差が結構激しく、暖かい日もあれば朝晩寒かったり、どうか風邪など召さないようにご自愛いただきながら、ますます活躍していただきますようにご祈念をさせていただきます。簡単でございますけれども、ご挨拶とさせていただきます。本日もよろしく申し上げます。

以上です。

- 事務局長（齊藤隆男君） ありがとうございます。
それでは、次第の3、協議事項に移りたいと思います。
進行につきましては、議長、よろしくお願いいたします。
-

◎「三芳町空き家等の適正管理に関する条例」の制定について

- 議長（抜井尚男君） それでは、早速協議事項に入らせていただきます。

まず、1番目、皆さんのお手元の次第どおりに進めていきたいと思いますが、「三芳町空き家等の適正管理に関する条例」の制定についてということです。こちらのほうは、きょうは自治安心課、都市計画課、環境課、政策推進と、4つの課室でよろしいのですか。どなたから。

では、自治安心課長、お願いします。

- 自治安心課長（前田早苗君） 皆さん、おはようございます。本日は、現在、町で積極的に取り組み始めた空き家対策についてのご報告のお時間を頂戴したく、案件提出をさせていただきました。空き家対策の大きな流れとしまして、本年度、仮称ではありますが、三芳町空き家等の適正管理に関する条例を制定していきたいとの今流れになっておりますので、ご報告をさせていただきます。

資料に基づきまして、まず、目的と経緯のところ、ちょっとあわせてご説明をさせていただきます。管理不全の空き家に対しましては、現在関係各課、自治安心課、都市計画課、環境課にて協力をして対応してまいりました。しかしながら、空き家等対策の推進に関する特別措置法に基づき対策を行ってきたため、ご相談いただいた住民の方を前に、民地なので宅地に進入ができず、もどかしい思いで現在の状況を住民の方に説明して、ご理解をしていただくということの状況が多かったわけでございます。また、地域からの相談や苦情の増加、議会の皆様やまちづくり懇話会にて多くの質疑もいただいているという課題であったため、庁

内関係各課、上記の課に加え政策推進室も加わりまして、組織をしまして三芳町空家対策連絡会議にて協議を進めてまいりました。

空き家対策、県内では現在計画ができている市町村が35%、協議会ができているところが41%、実態調査が済んでいるところが86%、データベースができているところが71%、そして空き家条例ができているところが47%の市町村でできているという状況でございます。町も制定を視野にしておりましたが、今後空き家対策を進めていくには、管理不全の空き家により公益を害するおそれがある場合や、台風などの自然災害時に飛散が生じる危険を回避するため、特措法で対応していない軽微な措置を盛り込む条例を制定し、迅速に住民の安全安心の確保を目指すことといたしました。

また、条例制定を契機に、関係各課の役割を明確化し、横断的に取り組んでいただく姿勢をあらわすこともできると思い、本日は全担当の課長と顔をそろえてこちらにお邪魔した次第でございます。

今後、詳細な条文につきましては、パブコメのときにご確認をいただくことをお願いしたいと思いますが、条例の特徴、それから今後のスケジュールを担当からご説明をさせていただきたいと思います。

○議長（抜井尚男君） 都市計画課開発建築担当主幹。

○都市計画課開発建築担当主幹（鹿島英幹君） 都市計画課の鹿島と申します。

それでは、本条例の特徴について説明させていただきます。

まず、町や所有者等の責務を明らかにし、特措法にない危険等の除去のための軽微な措置について規定するものでございます。

続きまして、軽微な措置を実施した場合の費用に関しましては、当該空き家等の所有者に請求することができるかと規定しています。

軽微な措置については費用を請求するとともに、同様に緊急安全措置についても費用を請求することができるかと規定するものでございます。

さらに、空家等対策協議会の設置を規定する。これは別条例にて設置する予定でございます。

あと、策定の経過と今後のスケジュールについては、本年度9月から10月におきまして、平成30年度三芳町空家対策連絡会議、これ全5回行っております。本日でございますが、11月の28日、議会全員協議会、12月にはパブリックコメント並びに区長会への説明と。年が明けまして、1月には例規審査会、3月には議会上程、6月に同条例の施行となっております。

以上でございます。

○議長（抜井尚男君） それでよろしいですか、説明は。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（抜井尚男君） 以上、担当から三芳町空家等の適正管理に関する条例について説明をいただきました。予定でいきますと3月の議会に上程をされるということのようでございます。

今の時点で皆さんのほうから確認しておきたいこと、聞き逃した事等あれば挙手をもって質問していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

吉村議員。

○議員（吉村美津子君） 吉村です。おはようございます。

条例を見てからの質問になるのかもしれないのですが、ちょっとよい機会なのでお聞きしたいので

すけれども、ここに空き家対策に対して、費用について請求することができるのでありますが、空き家なので、実際どこに請求してもいいかわからない、そういった状況も出てくると思うのです。そういったときは、最終的にはどういうふうにするのか。その費用を請求できなかったときは町負担として、その空き家対策で町民に利用できるのが一番いいと思うのですけれども、その跡地を。どのようにしていくのか、その辺を教えてくださいと思います。

○議長（抜井尚男君） 回答ございます。自治安心課長。

○自治安心課長（前田早苗君） こちらに記載をしてあります費用に関しましては、非常に軽微な措置の費用になりますので、基本的にはそんなにお金がかからない状態でやろうと思っております。例えば跡地になったときのことにしましては、また軽微な措置ではないところの形になりますので、代執行等、その部分がかかわってからになると思いますので、今回の条例のご説明した中では、本当に軽微な措置なので、消耗品のひもとか、そういうような形になると思いますので、最終的にはそんなにお金がかからない状態で、持ち主がいなくてやっていくという形にはなろうかと思っております。

以上です。

○議長（抜井尚男君） 吉村議員。

○議員（吉村美津子君） そうすると、この条例の中では、今言ったように、空き家対策として町がそういうところを、どうしてもそういった人がいなかったときに、町がそういうところの修繕をして、例えば町民の高齢者の憩いの場にするとか、そういった施策も入った条例ではなくて、あくまでも軽微なところに対して、そして誰も請求者が見つからなかったときは、その費用は町がやっていく、そういう軽微なための条例というふうに捉えてよろしいのでしょうか。

○議長（抜井尚男君） 自治安心課長。

○自治安心課長（前田早苗君） この空き家の条例の中では、大きなところでは、この後計画をつくっていくことができる等もございまして、計画の中で活用等につきましては、検討していくという形になろうかと思っておりますので、現在のところ軽微な措置という部分では、おっしゃるとおりのもう本当に軽微な部分だけにかかわることでございます。

以上です。

○議長（抜井尚男君） ほかにございませんか。

菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 済みません、菊地です。

ご説明ありがとうございます。軽微なことということで、条例ができることは大変喜ばしいことかなと思うのですが、今現在、軽微なことで対応していただいているのが、できなくなるということはないということでしょうか。例えば、空き家の庭木が歩道に出ているので切ってくれといったことについて、対応しているところがあると思うのですけれども、条例ができることによってそれができなくなるということが心配されるのですけれども、それは大丈夫ですか。

○議長（抜井尚男君） 自治安心課長。

○自治安心課長（前田早苗君） さらにやりやすくなるということだと思います。今は入るのをちゅうちょしつつ、もうどうしてもしょうがないからやってしまうというところがあるのですが、済みません。ですが、

条例があるので、皆さんにご説明せずに所有者の人の意向を探しながらも、今とりあえず危ないからやっ
てしまいますよというような形で、できるという方向になると思います。

以上です。

○議長（抜井尚男君） ほかに。

鈴木議員。

○議員（鈴木 淳君） 鈴木です。おはようございます。

隣の富士見市等でも1年ぐらい前ずつでやっていると思うのですが、先ほど担当課長のほうから、
計画もという話でしたが、確かに軽微だけなものでこれは対応できても、今後大きい重大なものも出てくる
可能性というのは、空き家の増加率見ていくとあるではないですか。そういうのに対応するために計画はつ
くっていくということによろしいのでしょうか。

○議長（抜井尚男君） 自治安心課長。

○自治安心課長（前田早苗君） まずは、これできましたら実態調査をして、データベース化をして、その
後計画をつくるような方向では考えております。

○議長（抜井尚男君） ほかによろしいですか。

〔発言する者なし〕

○議長（抜井尚男君） それでは、（1）番については閉じさせていただきます。

暫時休憩をいたします。

（午前 9時41分）

○議長（抜井尚男君） 再開いたします。

（午前 9時43分）

◎三芳町課室設置条例の一部を改正する条例について

○議長（抜井尚男君） 続きまして、（2）番、三芳町課室設置条例の一部を改正する条例について、政策
推進室からご説明をいただきます。

室長からよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（抜井尚男君） お願いします。

○政策推進室長（百富由美香君） 改めまして、皆様おはようございます。本日はお時間を頂戴いたしまし
てまことにありがとうございます。今回、本定例会で上程させていただいております議案第52号 三芳町課
室設置条例の一部を改正する条例の組織機構の再編に関する概要をご説明させていただきたいと思いま
す。

組織機構に関しましては、例年、課題の抽出や時代の変化、効果的、効率的な組織機構とするため、全職
員から提案や意見の募集を行っております。今回の組織機構改革は、昨年より持ち越している課題を含め、
今年度当初より機構改革検討委員会を設置し、検討を進めてまいりました。

本条例にかかわる部分の組織見直しに関しまして、担当の富田よりご説明をさせていただきたいと思いま
す。資料のほうをご確認いただいております。

○議長（抜井尚男君） 政策担当主幹。

○政策推進室政策推進担当主幹（富田 篤君） 政策推進室、富田です。

それでは、本日配付させていただいております平成31年度機構改革についてということでご説明させていただきます。こちらの改革全体の趣旨等につきましては、社会情勢の変化、そして新たな行政課題に対応し、行政運営の効率化と体制強化を図るため、組織機構の再構築を図ることといたします。

新設予定の課につきましては、こちらに書いてあるとおり、MIYOSHIオリンピック推進課になります。こちらの課につきましては、東京2020オリンピック・パラリンピック、この大会を契機に、スポーツ、そして文化等を通じて心身ともに健康な活気あるまちづくりを目指し、未来をつくるMIYOSHIオリンピックとして、ホストタウンに関連する事業を積極的に推進してまいります。大会の終了後におきましても、その後のレガシーの構築、そしてその効果を生かしたまちづくりを総合的、一体的に町行政の中で取り組んでいくため、町部局にMIYOSHIオリンピック推進課を設置するものでございます。

内容といたしまして、まず1番目に、東京2020オリンピック・パラリンピックに向けた総合的な施策の推進ということで、この東京2020オリンピック・パラリンピック大会に向けて、町の施策として一定の方向性が示されたことによって、スポーツと芸術文化、それとそれらを総合的に施策を推進して、現在の政策推進室で所掌しておりますオリンピック・パラリンピックに関する事務、これを移管するというものでございます。

2番目に、スポーツ及び芸術・文化関連の町長部局への移管、こちらにつきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条に基づいて、スポーツ及び芸術文化、それぞれ学校における体育に関するものを除くもの、それと文化財保護に関するものを除くもの、これらに関する事務の所掌を、現在教育部局にあるものを町長部局に管理執行権を移行するものでございます。

続いて、こちらは教育委員会事務規則の部分なのですが、今回の上程させていただいた案に伴いまして、教育委員会部局の社会教育課という新たな課を設置する予定でございます。こちらにつきましては、MIYOSHIオリンピック推進課の設置に伴って社会教育の部門、こちらの事務を所掌する社会教育課を設置しまして、社会教育機関である公民館との連携を強化するため、公民館内に社会教育課の事務所を設置するものでございます。

続きまして、空き家対策グループにつきましてご説明させていただきます。こちらにつきましては、空き家対策、現在、従来の事務分掌によって都市計画課、そして環境課、自治安心課でそれぞれ対応してまいりました。空家等対策の推進に関する特別措置法で定めてある目的をさらに推進するため、関係各課の施策を取りまとめるとともに、それぞれの各課の役割等、これを明確にして、横断的な組織として空き家対策グループを設置するものでございます。

続きまして、A3判の三芳町行政機構図案をごらんください。こちらの資料で、今回赤い文字で記載されております部分が新たに設置する課になっております。こちらMIYOSHIオリンピック推進課につきましては、所掌事務に関することといたしまして、芸術文化に関すること、スポーツ推進に関すること、そしてオリンピック・パラリンピックに関することが主の所掌事務となっております。

続いて、空き家対策グループにつきましては、先ほど空き家対策グループの説明で申し上げましたように、都市計画課、環境課、自治安心課、それと政策推進室のほうで、ここのグループに関連する課として組織さ

せていただいて、横断的に空き家に関する施策を担っていくようなグループとなります。

続いて、社会教育課に関しましては、社会教育に関することです。こちらを所掌するような形になります。

以上で31年度の機構改革についてのそれぞれの課の内容の説明となります。

以上でございます。

○議長（抜井尚男君） ありがとうございます。

こちらに関しては、皆さんご存じのとおり議案の第52号で上程をされているものでございます。

何か聞き逃したことがございましたら挙手をもってお願いいたします。

本名議員。

○議員（本名 洋君） 本名です。ありがとうございます。

確認なのですが、社会教育課が公民館との連携で公民館内に社会教育課の事務所を設置することなのなのですが、それは組織機構的な形、実際の事務は役場のほうで行うのか、それとも実際に公民館、藤久保公民館なり中央公民館なりに社会教育課を置いて、そこで実務も行うのか、説明をお願いいたします。

○議長（抜井尚男君） 政策推進担当主幹。

○政策推進室政策推進担当主幹（富田 篤君） 政策推進室、富田です。

こちらの社会教育課につきましては、公民館に事務所を設置いたしますので、そちらに全て事務ごと、業務ごと持っていくといった予定になっております。

以上です。

○議長（抜井尚男君） 本名議員。

○議員（本名 洋君） 本名です。

そうすると、例えば先ほど藤久保公民館か中央公民館かと申し上げましたけれども、藤久保公民館なんかはかなり手狭な感じがあるので、その場所的な問題です。問題ないのかというか、実際どこの公民館に置くのかお尋ねいたします。

○議長（抜井尚男君） 政策推進室長。

○政策推進室長（百富由美香君） お答えいたします。

藤久保公民館を予定しております。こちらに関しましては、教育委員会の内部で検討をしていただき、その内部で上がってきた案を機構改革検討委員会の中で採用しておりますので、教育委員会組織としては、より地域に密着した公民館で行っている社会教育の部分と、それから教育委員会で行っている社会教育が連携してやっていくことで、より住民に近いところでやれるということで、そういった提案があり、機構改革検討委員会の中でも、そちらの案で行くということで決めたものでございます。

○議長（抜井尚男君） ほかにございますか。

菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

この行政機構図案なのなのですが、教育委員会のほうで図書館とか学校給食センターというのはどこに入るのですか。

○議長（抜井尚男君） 政策推進室長。

○政策推進室長（百富由美香君） お答えいたします。

まず、公民館と図書館は社会教育課にぶら下がる形で入ってまいります。給食センターについては、これまでどおり教育総務課に入ってくるという形になります。今回この機構図案には担当名等を入れていなくて、この今回の課室設置条例の変更に伴う形がはっきりと見やすいような形で機構図をおつくりしているのです、そういった出先機関、保育所等を含めて入れさせていただいていないのですが、そういう形になります。

○議長（抜井尚男君） ほかによろしいですか。

岩城議員。

○議員（岩城桂子君） 岩城です。ありがとうございます。

MIYOSHI オリンピアド推進課というのが、実際にはどこの場所にとっては失礼なのですが、これができてからなのではしょうけれども、どこに何階に設置をする予定なのでしょう。

○議長（抜井尚男君） 政策推進室長。

○政策推進室長（百富由美香君） お答えいたします。

決定事項ではないのですけれども、スペース等の問題でそのまま5階、または状況によっては4階とか2階とかの空きスペース、間をあけてもらうというようなことが発生すると思うのですが、今の時点ではそのまま5階になるのではないかとこのように考えているところでございます。

○議長（抜井尚男君） ほかにございますか。よろしいですか。

岩城議員。

○議員（岩城桂子君） 岩城です。

済みません、もう一点ですが、スポーツ芸術文化、総合的な部分にオリンピアド推進課というのが、独自にまたつくりましますけれども、今まで町がやっていた町民体育祭とか子どもフェスティバルとか、そういう行事にかかわる、今までは生涯学習課としてかかわってきた部分なのかなと思うのですが、そういう部分は、今度どこに入るのでしょうか。

○議長（抜井尚男君） 政策推進担当主幹。

○政策推進室政策推進担当主幹（富田 篤君） 富田です。

今のおっしゃった事業につきましては、新たなMIYOSHI オリンピアド推進課で所掌する予定となっております……

〔「違う違う」「子どもフェスティバル」と呼ぶ者あり〕

○政策推進室政策推進担当主幹（富田 篤君） 失礼しました。

体育祭については、ごめんなさい、MIYOSHI オリンピアド推進課で、子どもフェスティバルにつきましては、一応社会教育課のほうで所掌する予定となっております。

以上です。

○議長（抜井尚男君） よろしいですか。

鈴木議員。

○議員（鈴木 淳君） 鈴木です。

今回の管理執行権の移行というのは、ある意味庁舎内だけでなく、町と別の組織である教育委員会からも一部を町長部局ということで持ってきたことと思います。議会の初日の日に、紙で教育委員会からの返答は

いただいたのですけれども、その際等に、書面には載ってなくても意見等とかというのは、何かなかったのでしょうか。それとも教育委員会のほうでは満場一致、特に意見もなく、ではこれはもう町に執行権を移管しましょうということになったのか、そういったところがもしわかればお願いします。

○議長（抜井尚男君） 政策推進担当主幹。

○政策推進室政策推進担当主幹（富田 篤君） 富田です。

10月の24日に総合教育会議のほうを開催させていただきまして、そこで教育委員の方にご意見等を伺っております。その中で出た意見といたしましては、MIYOSHIオリンピックアード推進課を設置することによっての利点ですとか、オリンピック・パラリンピック大会が終わった後どうするのか、そういったご質問等ございました。この新たな課を設置することによっての利点といたしましては、文化、スポーツ、そしてオリンピック・パラリンピックに関することを町の総合的な施策としてつくることでの町長部局へ移転、移管させていただいて進めさせていただくということで回答させていただいております。その大会後につきましても、新たな設置する課において、レガシーの構築もございますので、引き続きその新たに設置する課で推進していくといった形となっております。そういった教育委員さんからのご意見等はいただいております。特に反対と申しますか、そういったことのご意見というのは、いただかなかったという形になっております。

以上です。

○議長（抜井尚男君） 鈴木議員。

○議員（鈴木 淳君） 今、ではお話しいただいたのは、教育委員会からの意見だったということですか。教育委員会のほうからレガシーをしっかりと設置しろとか、そういったことがあったということ。それともレガシーを設置するという説明をされて、それに対して特に教育委員会からは、反論ではないのですけれども、意見とかはなかったのかということです。教育委員会からしたら、今まで自分たちが責任を持ってやっていたことを、今回町長部局のほうに移行する、渡す形になるわけですから、いろいろこういったところはこういうことを気をつけてとかいったような意見が、それは内々というか、そのときにやることかなとは思ったのですけれども、そういった意見は、総合教育会議では特になかったということよろしいですか。

○議長（抜井尚男君） 政策推進室長。

○政策推進室長（百富由美香君） お答えいたします。

総合教育会議、また教育委員会を含めて、こちらのほうにいただいたものとしては、特に反対ということではいただいております。やっていく方向について、レガシーの構築のこととか今ありましたけれども、町のほうでお答えさせていただいておりますので、そこのお答えについて、特に疑義が生じるようなことはありませんでした。

○議長（抜井尚男君） よろしいですか。

〔発言する者なし〕

○議長（抜井尚男君） それでは、（2）番については閉じさせていただきます。

このままでよろしいですね。（3）番に移行してよろしいですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

◎ライフバスの再編について

○議長（抜井尚男君） 続きまして、（3）番のライフバスの再編についてでございます。こちらは、室長からでよろしいですか。

○政策推進室長（百富由美香君） 担当の宮腰から。

○議長（抜井尚男君） それでは、政策推進担当主事、お願いします。

○政策推進室政策推進担当主事（宮腰孝信君） おはようございます。政策推進担当の宮腰でございます。

私のほうからライフバスの再編についてご説明のほうをさせていただきます。本日は、ライフバスの再編の経緯、また再編に向けた具体的なスケジュール、運行ルート、バス停、時刻表、運賃の案、以上の6点について、資料の1から5を用いましてご説明のほうをさせていただければと思います。

なお、本日お話しさせていただく内容ですが、10月の地域公共交通会議、交通審議会にてお話をさせていただいた内容と同じものになります。

それではまず、ライフバス再編の経緯について、資料の1を用いましてご説明させていただきます。再編の経緯については、以前に1度ご説明させていただいておりますが、リマインドの意味も込めまして、改めて説明をさせていただければと思います。

それでは、資料1の2シート目をごらんください。2シート目は、現在の三芳町の中を走っているライフバスの路線図になります。現在、1番線、4番線、5番線、6番線、7番線の5路線が三芳町を走っておりまして、このうち6番線、7番線については、町からライフバスに対して赤字補てんの補助金を出して運行していただいている路線になります。このうち鶴瀬駅から北永井を通りましてふじみ野に行く、この図で言うところの黄色の路線です。黄色の路線を変更いたしまして、新たに路線を通すことを現在進めております。

なぜ7番線を変更するかということですが、次の3シート目をごらんください。こちらは、現在の1番線と7番線を示した図になりますが、1番線と7番線については、運行するルートが重複しております。そのため、北永井の住民は7番線がなくなったとしても、1番線を使って駅に行くという目的を達成することができます。1番線、7番線ともに近年利用者が減少傾向にございまして、利用者が減少する中で、若干供給が過剰になっているというような状況になっております。また、1番線、7番線の乗降者数の調査や事業者への聞き取りを行いまして、7番線がなくなったとしても、1番線だけで北永井地域の需要を吸収できることを確認しております。一方で、バスが通っていない地域においては、これまでバスを通してほしいという要望が多く来ている状況でございます。これらのことから、町の限られた財政運営の中で、町全体の公共交通をよくしていくために7番線の変更を行います。

続きまして、4シート目が町が目指す再編の方向性案になりまして、7番線をどのように変えていくかということですが、平成26年から28年までに運行していただきましたデマンド交通で得た住民の移動データや、これまでの住民要望を反映させて需要に合ったものに変えていきます。また、費用対効果が高く効率的な路線にするということで、補助の支出によってこれまで以上の利用者数や、新たにバスにアクセスできる方をふやします。限られた財源、資源を可能な限り広く活用するという一方で、町の財政であったりライフバス側の車両、また業界的に人手不足な乗務員の人的支援についても、可能な限り広く活用することを目指します。これらのことを踏まえまして、ライフバスの再編を現在行っております。

次のシートをめくっていただきまして、現在バスが通っていない地域を示したものになりますが、この青い丸で囲ってある場所が現在バスが通ってなく、ある程度の人口が密集した地域になります。これらの地域

にバスを通すということを今現在進めているところでございます。

次のシートをめくっていただきまして、7番線が変更されてなくなることへのケアでございますが、こちらの図は、今現在の1番線の路線の図になりますが、7番線と同じところを走っております1番線について、路線の一部の変更をいたします。現在、1番線のほうは、こちらの鶴瀬駅から国道に出る際、県道のほうを通って国道に出まして、北永井を循環いたしまして、また鶴瀬駅に県道を通って戻るといったルートになっておりますが、こちらを鶴瀬駅から国道まで新しくできました都市計画道路のほうを通りまして、また北永井を循環して戻るといったルートに変更することで、運行時間が短縮されることによりまして、今現在24本になっておりますが、これが28本に増加されます。また、ちょっとライフバスのほうでは、7番線がもしなくなつた場合に、仮に1番線のみで需要が吸収できない場合、それによって積み残しが発生してしまう場合については、スペアの車両を出すということも検討するといったお話をされておりました。

ライフバスの再編の件については以上になります。

続きまして、再編に関する具体的な内容について説明のほうをさせていただきます。資料の2のほうをごらんください。このスケジュールにつきましては、課題となっております幹線16号線の道路整備の完了時期から運行開始時期を算出したものとなっております。

まず、1番目の道路整備につきましては、現在整備の予定地を地権者の方が所有している状況となっております。具体的には押本商店さんのところですが、地権者のほうで10月から3月の期間で既存の建物を取り壊していただきまして、その後に道路用地として町に3月ごろに引き渡されるというような形になっております。そして、3月から道路の拡幅工事の設計及び工事を行いまして、7月で道路整備のほうで完了するという予定になっております。道路ができた段階で、この2番目の乗務員教育・準備期間のほうに移行いたしまして、ライフバス様のほうで8月から10月の3カ月間で、この乗務員教育及び準備を行っていただきまして、この後に11月から7番線の休止、廃止及び8番線の運行が開始できればというふうに考えております。

11月から7番線の休止及び8番線の運行を開始するために、3番目の許認可の関係でございますが、まず7番線の路線の休止の届け出を、休止する6カ月以上前に出すことになっておりますので、4月ごろに届け出のほうを出しまして、6月に8番線の路線新設の申請を行えばと考えております。

6月に路線新設の申請する内容を決定するために、4番目として運行内容の検討ということで、バス停や時刻表、運行経路等の検討を行い、今年度中に運行内容について決定したいというふうに考えております。この決定を行うために、5番目、6番目として地域公共交通会議や交通審議会、ご意見をいただき、今第1回が終わりまして、いろいろとご意見いただいたところなのですが、第2回の会議で運行内容について合意ができればというふうに考えております。

平成31年度移行の予定が、この2つの会議は示されておりませんが、31年度も引き続き会議を開催いたしまして、経過報告等できればというふうに考えております。

7番目のバス停の設置ですが、10月の地域公共交通会議、交通審議会にて、町のほうで事務局のほうで提案しました案のとおり、設置について検討していくことについて了解のほうをいただけましたので、設置に向けて設置場所の周辺の住民の方や地権者の方、各区長に対してご説明を行いまして、設置の了解をいただきまして、来年の6月の路線新設の申請に向けて、5月に道路占用の許可、また乗務員の教育に間に合うように、4月末ごろにバス停の設置ができればというふうに考えております。バス停の設置につきましては、

11月より地権者の方等にご説明を行い、今現在おおむね了解を得ているといった状況になっております。

最後、8番目の周知でございますが、運行内容と運行時期が確定しましたら説明会や広報、またまちづくり懇話会などで周知のほうを順次行っていきたいというふうを考えております。

なお、このスケジュール上は、来年の11月に運行開始となっておりますが、道路の拡幅工事の進捗によっては11月以降になる場合がございます。もしその場合は、そのまま12月、1月という形ですれるのではなくて、12月、1月、2月については、路線変更を行うには、降雪の可能性もあり若干リスクがあるという話をライフバス様のほうから受けておりますので、その場合は3月に運行開始ということになります。

以上が再編スケジュール案の説明になります。

続きまして、運行ルートとあとバス停の案について説明のほうをさせていただきます。資料の3の1ページ目をごらんください。まず、新路線の運行ルートについて説明させていただきます。運行ルートについては、全て鶴瀬駅とみずほ台駅を結ぶものとなりますが、ルートが時間帯によって3つになっております。

まず、1つ目のルートですが、緑色で示したものになりまして、路線の一部にスクールゾーンがあるため、それを避けるためのルートとなっております。朝の時間のみ運行するルートになります。鶴瀬駅発ですと鶴瀬駅から真っすぐ、そのまま都市計画道路を進みまして、しまむらのところを右折いたしまして、また都市計画道路のほうに戻りまして、新しい都市計画道路です。戻りまして、今までバスが通っていなかった藤久保の3区、6区を経由しまして、押本商店さんのところを通り国道に出ます。そのまま国道を池袋方面に進みまして、みずほ台入り口を左折してみずほ台駅に行くルートになります。

続きまして、2つ目のルートですが、こちらは黄色のラインと赤のラインを通るルートになります。このルートは、役場が開いている時間に役場を経由するルートになります。鶴瀬発ですと、鶴瀬駅を出発しまして、緑色のルートと同じように藤久保3区、6区を経由いたしまして国道に出ます。そのまま国道を直進せずに、アクロスプラザの前の交差点のところを右折して、平野の信号のところを左折しまして、またこれまでバスが通っていなかったチェルシーガーデンのところを経由して、そのまま役場に行きまして、役場で折り返しまして、県道を通りましてまた国道に戻り池袋方面に進み、みずほ台駅を左折してみずほ台駅に行く路線になります。

3つ目のルートですが、こちらは役場が閉庁した時間以降のルートになりまして、赤い色のラインだけを通るルートになります。2ルート目とほとんど同じになりますが、役場を経由せずに鶴瀬駅からみずほ台駅に行くルートとなります。

続きまして、バス停について説明いたします。2シート目をごらんください。バス停につきましては、新規で設置するバス停が12カ所、既存のバス停をそのまま利用するのが15カ所考えておりまして、番号と赤字で書いているものが新規のバス停となります。バス停の間隔としては、道路状況や住宅の張りつきなどを考慮いたしまして、200メートルから400メートル程度に1カ所の設置を予定しております。バス停につきましては、繰り返しにはなりますが、周辺の住民の方等とバス停の設置について調整を進めております。その中で、若干バス停の位置であったり名称についても変更する可能性がございます。

では、運行ルート案とバス停案の説明については以上となります。

続きまして、運行ダイヤ案について説明させていただきます。資料の4をごらんください。運行ダイヤ案ですが、2つ表がありまして、上の表が鶴瀬発の時刻表になります。下の表がみずほ台発の時刻表となって

おります。運行本数ですが、平日が24本、休日は、平日の1本目と2本目がなくなりまして22本となります。平日の始発が、鶴瀬発の1本目、5時55分の鶴瀬発となりまして、最終は22時45分の鶴瀬発となります。休日の始発は、3本目の6時45分の鶴瀬発となりまして、最終は24本目の22時45分の鶴瀬発となります。基本的には、鶴瀬駅を出発しましてみずほ台駅に行きまして、またみずほ台駅から鶴瀬駅に行くという形で、各駅から交互に発車するものとなっておりますが、上の表の鶴瀬発の表を見ていただければと思いますが、19本目と20本目が続いておりますが、この時間帯のみ、みずほ台駅のロータリーの状況、今ライフバスの5番線がみずほ台駅から発車しておりますが、ちょっとそこの兼ね合いもありまして、鶴瀬発が2本続くような形となっております。

それでは、各ルートの時刻について、簡単にご説明のほうをさせていただきます。1本目から6本目が、スクールゾーンを経由せずに国道を真っすぐ進んでいく、先ほどの資料3の緑色のルートのもことになります。1本当たりの運行時間は17分程度を見込んでおります。7本目から14本目までの8本が役場を経由するルートで、黄色と赤のルートになりまして、このルートについては、3ルートの中で一番走行距離が長くなるため、1本当たり24分の運行時間を見込んでおります。15本目から24本目までの10本は、赤の線のルートになりまして、運行時間は1本21分を見込んでおります。細かい運行時間については、道路の整備が完了いたしまして、試走を重ねていく中で調整していきませんが、おおむねこのような運行ダイヤと運行本数を考えております。

続きまして、運賃の案について説明をさせていただきます。資料の5をごらんください。運賃について、この資料の5のものが今現在のライフバスの運賃になりますが、新路線についても既存のライフバスの運賃と同一のものとしたします。ライフバスで運賃変更が生じた場合については、新路線についても同様に変更するものとしたします。

以上がライフバス再編についての説明となります。

○議長（抜井尚男君） 3番のライフバスの再編について説明をいただきました。

何かご質問等ございましたら挙手をもってお願いいたします。

吉村議員。

○議員（吉村美津子君） 吉村です。説明ありがとうございます。

ちょっと今説明していただいた中で、実際には駅に行くのだからということでありましたけれども、ふじみ野の駅に行く、そちらを利用したかったという、そういう人の住民の声、今説明していただいた方は、どう思っているのかというのが1点と、それからもう一つは、現時点、今ライフバスが通っていますけれども、夕方はとっても混みます。そうすると、ライフバスが時間が書いてあってもその時間に来ないで、15分おくれたりとか、もうおくれるのです。だから、そういった1地点何分というのではなくて、そういう混む時間帯というのは、当然その時間をとってバス停に時刻表を書いてあると思うのですけれども、その辺はどういうふうに考えているか、その2つについて、今説明をしていただいた方に回答していただければと思います。

○議長（抜井尚男君） 政策推進担当主事。

○政策推進室政策推進担当主事（宮腰孝信君） 宮腰です。お答えいたします。

まず、1点目のふじみ野駅に行けなくなる方、どのように考えているかということですが、ふじみ野駅に行けなくなることについては、大変申しわけないのですが、ライフバスを使って鶴瀬駅に行くことはできま

すので、大変申しわけないのですが、そちらをご利用していただきまして、ふじみ野駅に行っていただければと思います。町全体の公共交通を使える方をふやすために、今までふじみ野駅に行けた方については、大変申しわけないのですが、全体のことを考えまして、今回についてはご理解いただければというふうに思います。

2点目のライフバスがおくれる件、混む時間はそれなりの時間をとったほうがいいのかということですが、ライフバスの事情といたしまして、早発ができないというのがございます。早発というのは、時刻表よりも先に出発してはいけないと、そういったことはできないという事情がございます。ライフバスの時刻表ですが、その早発ができないということがございまして、一番早く行ける場合を想定して時刻表を組んでいるといったことがございまして、混む時間については、恐らくいつも混むのであろうとは思いますが、混まない時間というのももちろんあると。そのため、ちょっとそこだけを絶対に混むであろうということでピックアップして時刻を、例えばおくらすということもなかなか難しいのかなということもございますので。あと、西武バスとかであれば、例えば停留所に待機する場所とかということもあると思ひまして、そこで時間調整をすることができるのですが、ちょっと三芳町の道路状況であると、これもなかなか難しいということもございますので、このような時刻表となっております。

あと、済みません、バスロケーションシステムというのもございまして、ライフバスのほうで、今バスがどこにいるかというのをホームページで公開しておりますので、そちらをちょっと利用していただくように周知のほうはしていきたいというふうに思います。

○議長（抜井尚男君） 吉村議員。

○議員（吉村美津子君） 吉村です。

では、室長のほうにちょっとお願いがあるのですが、もうライフバスも運行してから随分何年もたっています。私も先日乗ったときに、本当に15分ぐらい来ないので。それは、もう今言ったように混む時間帯なのです。ですから、そういう混む時間帯とかは、もうライフバスもわかっていると思うのです。運転手さんに、「いつもこんなふうにおくれるんですか」と言ったら、「混む時間帯だから」と言うので、そういうふうにお話ししたら、「じゃそのことを社長のほうにもお話ししていただけますか」と言ったら、「僕からは言えません」と言うので、「あなたのほうから会社のほうに言ってください」と言われたのです。ですから、その辺、実態をつかんで、やっぱりいつも乗っている人ならば、もうおくれるというのはわかっているのでしょうか、そうしたら何のための時刻表になってしまうのかと思うのです。ですから、スムーズに走る時間帯、そうではなくて混む時間帯、その辺もちょっとライフバスのほうと話をし、もし改善できればその辺話し合っていたいただきたいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（抜井尚男君） 政策推進室長。

○政策推進室長（百富由美香君） 百富です。お答えいたします。

おっしゃるような状況というのは、私どもも確認しているところで、住民の方からもそういったご意見はいただいております。これについては、ライフバスともこれまでもお話をしてきたことがございますが、改めまして協議の際に伝えたいとは思っています。ただ、先ほどお話ししましたようなライフバス側の事情もありますが、利用者本意で運行していただけるようきちんとお話ししたいと思います。

○議長（抜井尚男君） ほかに。

山口議員。

○議員（山口正史君） 山口です。

幾つか質問があるのですが、まず最初に、ライフバスで6番線、7番線を導入するときに、これは町からの要望ということで、毎年2,400万の補助金を出すと。赤字補てんという話がありました。あったはずですが。私そのときいませんから。それで、6番線、7番線に関しては、以前はライフバスの収支、路線ごとの収支のデータはいただいたのですが、あるときから出せませんという話になってしまったのですが、だから現状は今わからないのですけれども、その収支見ても、そのときも指摘したのですが、非常に赤字をつくり出すような収支、捏造とは言いませんが、つくり上げた数値だと思って見ていたのですが、今回7番線が廃止して8番になると。一般質問でもありましたが、8番になることによってどの程度利用客がふえるのか。ところが、実際にご答弁いただいたのは、今現状維持はできるだろうということで、全くその後の予測をお話しいただけなかったのです。デマンドのときもそうですが、利用者のそういったこういう計画つくるとき、予定とか予測だとか目標だとか、どうも三芳町はそういうものつくらないのです。とにかくやりますと。ふえるかもしれません。ふえないかもしれませんと。非常に雑なプランニングだと思うのですが、実際にもう一回伺いますが、この7番を廃止して8番にすることによって、利用客の増加というのは見込めるのか見込めないのか、そこをまず伺います。

○議長（抜井尚男君） 政策推進室長。

○政策推進室長（百富由美香君） 百富です。お答えいたします。

利用客を今までよりも多くなるということを見込んでおります。そのため振りかえる、これまで走っていなかったところということがありますので、どのぐらいの数値になるかというのは、本当に予想の数値ではないのですけれども、これまでの7番線の運行状況というのは過剰供給になっておりまして、実際に利用客が減っていく状況にある中で、今後こちらの8番線に関しては、利用客がふえていくであろうということで見込んでいるところでございます。

○議長（抜井尚男君） 山口議員。

○議員（山口正史君） 山口です。

ということは、多くなることを望んでいるだけで、予測だとか目標だとか全く設定はしていないと。つまり、そこを設定しないと、これをやったことの効果というのは、定量的に評価できないはずなのです。雰囲気だけで多くなったでしょう、同じですねというのでは評価にならないではないですか。やっぱりこれだけのことをやるのであれば、評価をきちんとする必要があると思うので、数値目標、予測なりどっちでもいい。100%数値合わせろなんて、世の中に全然そんな話ないのです。だから、最低限の数値、例えば今の1.1倍だとか1.5倍だとかというのを目標にしていますとか予測していますぐらいは、出すべきだと思うのですが、それも出ないということですか。

○議長（抜井尚男君） 政策推進室長。

○政策推進室長（百富由美香君） 百富です。お答えいたします。

これまでライフバスと協議してきた中で、本当におおよその増ということしか目標としていなくて、今後赤字を補てんしていることに関して、利用客がふえることによってこれがなくなっていくようなことを目標にしているというお話はしましたが、具体的な数字で示しておりませんでしたので、今後そういったものを

策定していきたいというふうに考えています。

○議長（抜井尚男君） 山口議員。

○議員（山口正史君） 山口です。

これがなぜ大事かという、今の補助金の問題に絡むのです。今、室長のほうから補助金も見直していきたいということをおこうに申し伝えたとは言っていますが、ライフバスとの契約はご存じですか。どういう内容になっているか。見直したとか何とか。

○議長（抜井尚男君） 政策推進室長。

○政策推進室長（百富由美香君） 百富です。お答えいたします。

中身はきちんと確認しております。

○議長（抜井尚男君） 山口議員。

○議員（山口正史君） 山口です。

今の契約では、どういうふうなサイクルでやるかとか、見直しを申し込むことができるか、一切ないのですよね。それで何でそういうことができるというふうに思われるのか不思議で、根拠を教えてください。

○議長（抜井尚男君） 政策推進室長。

○政策推進室長（百富由美香君） 百富です。お答えいたします。

議員ご指摘のとおり、これまでの協定に関しては課題がありまして、担当するこちらとしても、難しいことをたくさん抱えている状況ではありましたが、今回この路線の再編に関して、大変長い間協議をしていく中で、ライフバスとも状況についてお話をさせていき、町としては、この補助金がいつまで出し続けられるのか、実際のところ財政的に厳しい中で、利用客が本当に減ってしまえば難しくなる時があると。そういったときにどういうふうに進めていくのかということまでお話ししてきた中で、再編事業に取りかかるということをお話を進めてまいりました。そうした中で、この協定書に関しましては、どちらにしても路線が変わるということで、見直しができる機会になるというふうにこちらでは捉えておりますので、その際にどこまできちんとこちら側の求める協定にできるかというのは、本当に協議次第になってくると思いますので、できる限りこれまでの課題であった点については、お話し合いをしていきたいというふうに思っているところでございます。

○議長（抜井尚男君） 山口議員。

○議員（山口正史君） 山口です。

揚げ足取るわけではないですけども、払えなくなるかもしれない、だからそのときは見直してくださいではおかしな話で、常日ごろ執行としては、できるだけそういう出費を抑えると、支出を抑えていくと。現状に合わせた協定にするというのが本来の姿であって、できなくなって三芳が破綻したときは払えなくなりますと、それは当たり前の話で、ばかみみたいな答弁だと思うのです、今の話は。だから、完全にそこをもう何年も放置状態にしてあるというのが大きな問題で、今回だって路線の変更がありますから、当然協定書の見直しはあると思うのですが、補助金の見直しというのは約束されていないと思うのです。今後協定を町としては当然申し込むときに、要するに財政状況がどうかこうかではなくて、やはり現状に合わせて補助金が必要なところは出すべきだと思うのです。だけれども、それが妥当なのかどうかというのが何も検証されていないというのが一番大きな問題で、そこをきちんとできるような協定にしていくべきだと思います。

あともう一つ、次にダイヤのことなのですが、ちょっと気になっているのが、以前、もう大分昔ですが、藤久保4区の住民の方から公共交通通すようにという請願がありました。そのときは、こっちの西側のほうの福祉施設がある通りにルートを変更したのです。そのときに、一緒に4区から上がっている住民の方の請願も実現できないかといったときに、町のほうの答えとしては、そうするとそっちを回すということになると、淑徳大の北側を通すルートになってしまうので、それはできません。なぜかという埼玉県スポーツセンターを通るといふか、そこら辺の停留所を使う人が多いということでできませんという話だったのです。ところが、今回抜けていますよね。その黄色い図ですよね。抜けていますよね。ずっと254行ってしまっ、藤久保の交差点を左折して役場に戻ってくるというルートですよね。

〔「ほかの路線もあるんだよ、これ以外に」と呼ぶ者あり〕

○議員（山口正史君） 埼スポのところの路線は、まだ残るといふことでよろしいのですか。従来どおりわかりました。

それからもう一つ、これ最後です。運行の時間帯なのですが、ご説明では黄色と赤に関しては、庁舎がいている時間と開庁時間というふうになっているのですが、これ見ますと、鶴瀬から行った場合、7本目8時55分鶴瀬発ですよね。町の時間が9時以降に開庁になったのか、そんなことはないですよね。実際に役場に着くのが9時7分です。着く時間は2分ぐらい早いのもかもしれないですけども、5分か7分か、何かその辺ですよね。だから、鶴瀬から行った場合でも、朝の時間で役場に行くとするとも9時を過ぎると。それから、帰りもそうなのですが、みずほ台からの出発もそうです。8本目には9時40分発のがやっと役場を通るといふことですよね。それは間違いはないですよね。ということは、9時40分にみずほ台駅を発車して、役場に着くのが約9時48分か50分かかわからないのですが、その辺ぐらいになります。もうほとんど10時です。朝行こうとして、開庁時間でも何でもありません、これ。あいている時間には確かにそうですけれども、朝のうちに早く済ませようといった方でも、少なくとも鶴瀬からでも役場に着くのは9時過ぎ。それから、みずほ台から行った場合でも約10時。帰りの時間もそうなのです。町の閉庁時間5時10分でしたか15分でしたか、何かそのぐらいですよね、閉庁時間。閉庁時間に全部終わればいいのですけれども、ちょっと前に行って窓口でやっていて、5時半ぐらいまでかかってしまうこと幾らでもあると思うのです。5時半までなったときに、これで帰れるかという、もう使えない。だから、利便性という話で何か無視されているのかなと思っているのですが、その辺の時間のダイヤの組み方、その辺どうお考えなのかお伺いします。

○議長（抜井尚男君） 政策推進担当主事。

○政策推進室政策推進担当主事（宮腰孝信君） 宮腰です。お答えいたします。

例えば5本目の時間、鶴瀬発で言うと7本目よりも1本早い5本目の時間で、例えばみずほ台駅のほうに行こうといたしますと、スクールゾーンを通ることになりまして、この時間については、スクールゾーン通れないので、例えば国道と県道が交差するところを例えば役場に向かっていくとか、こういった形の特殊なルートになってしまうということもありますので、まずこの5本目については、役場に行くのが難しいのかなというところでして、6本目に関しましても、同様の理由でスクールゾーン通れないということもありますので、その朝一番早い時間というのはなかなか難しいのかなということで、朝の時間帯については、そういった事情から、役場に着くのがなかなかタイミング的に難しいということで、7本目、8本目から役場に入るといったような時刻表になっております。13本目、14本目の午後の時間ですか、役場の閉庁前の時間帯

になるのですけれども、ちょうどこの時刻表だと、確かに17時ぐらいに役場から帰るものがなくなってしまうのですが、ちょうどここは乗務員さんの休憩時間をとらないといけないと、そういった事情もございまして、そこにちょっと入れられないといった事情でございます。

以上です。

○議長（抜井尚男君） 山口議員。

○議員（山口正史君） 山口です。

できない理由を聞いているのではないのです、私。住民の利便性をどう確保するかと。乗務員がどうのこのとか、それは向こうの都合であって、住民にとって関係ないのです。だから、視点がまず間違っている。だから、住民にとって利便性をどう上げるかと、これ目的ではないのですか、このバス路線。

それから、要するにいろんな状況、事情を考慮するほうが優先になってしまって、住民の利便性ということが置き去りになっている目線です。それはおかしくないですか。

○議長（抜井尚男君） 政策推進室長。

○政策推進室長（百富由美香君） 百富です。お答えいたします。

ご指摘の点については、これまでもライフバスとお話し合いをしてきておりますが、今回運行に当たっては、最大限できるだけ住民の方に使っていただけるという形を生かした路線であり、時刻表ということでやってきましたが、いろんな事情があってここまでになっておりますが、今のご指摘、また実際に今回走っていく中で、2年間走っている中で利用の状況を見て、例えば役場に入る特殊なこの路線とか、状況によっては路線変更をしていこうということでライフバスとお話をしています。その路線変更というのは、大幅に変更してしまうのではなくて、今ちょっと3パターンあるというのが住民にとってわかりづらいのではないかと課題を抱えておりますので、ここについて、できれば1系統でやっていきたいというのがこちらの考えですが、どこが一番利用されて、どういう形が一番使いやすくなるのかといったことを検証しながら、よりよい路線にしていきたいというふうに考えております。ですので、今言った時間、役場の開庁時間に対する課題というのは、今後もしっかりと考えてまいりたいと思います。

○議長（抜井尚男君） 菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

まず最初、バスがおくれた場合のロケーションシステムを活用してほしいという答弁がありましたので、利用者から一言言わせていただきますと、役場で待っていて、結果的に15分以上おくれたのですけれども、その間バスロケーションシステムというのを見てもわからないのです、どこ走っているのか。行ってしまったのかどうなのかというのがわからないので、使ってくれというのであれば改善していただきたいというふうに思います。私とかが見てもわからないので、高齢者が見たらなおさらわからないと思います。もっとわかりやすいシステムを開発していただきたいと思います。これについては要望です。

あともう一つ、今の質疑、答弁を聞きまして、7番線を廃止して8番線を新たにした場合の見込み客数というところで質問した本人ですけれども、そのときには200人で変わらないというのが答弁だったと思います。ただ、今だと多くなることを見込んでいるというのであれば、答弁が全く違うのです。2日違うだけで、質問者が違うだけで答えが違うというのはいかがなのですか、これは。

○議長（抜井尚男君） 政策推進室長。

○政策推進室長（百富由美香君） お答えいたします。

質疑の際も、今7番線で利用されている以上の数字を見込んでいるというふうにお答えしておりますので、多くなるであろうとは思っていますが、具体的にそれ以上どこまでふえるのかというところで不確定でございましたので、それ以上というふうにお答えをさせていただいております。

○議長（抜井尚男君） 菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

答弁としては200人同程度です。だったらそんなことは言わなければいいと思うのです。200人同程度というのが答弁です。事前通告してやっている答弁がそれなのに、今はもっと多くなることを見込んでいるというのであれば、事前通告する意味がないのです。一般質問を軽く見ているのではないのですか。どうでしょうか。

○議長（抜井尚男君） 政策推進室長。

○政策推進室長（百富由美香君） 百富です。お答えいたします。

軽く見ているようなことはございません。また、同程度以上になるということでお話をしたつもりでございます。

○議長（抜井尚男君） 菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

そういうことを期待しているとか、そういう話はありませんけれども、ニュアンスとして、一般質問のときと今とは全然違うと思います。もっとふえるという前提で話をしていると思うのです。副室長、どうですか。

○議長（抜井尚男君） 政策推進室副室長。

○政策推進室副室長（島田高志君） 島田です。お答えいたします。

基本的には今走っている7番線と同程度以上というふうにご回答させていただいたのは、うちのほうでつくった答弁のほうでございますので、その回答には間違いはないというふうに思っています。

以上です。

○議長（抜井尚男君） よろしいですか。

細谷議員。

○議員（細谷三男君） 細谷です。

再編案ということは、まだ変更の余地があるということなのか、それとも全くもうこのまま行くということなのか、その辺一つということです。

それから、先ほど吉村議員の質問に対して、なくなる路線の気持ちはどうなのだといったときに、申しわけないと思っていると。ただ、実際それだけだと、本当に私も地域に住んでいる一人として、私もいろいろ町の案に沿ったもので地域の人には機会あるごとに説明してきました。だけれども、留守を預かっている、家庭のことを言っては大変失礼ですけども、相当「細谷さん、ご主人に言ってくれない」という話はすごくあります。だから、案だから、もうこれ決まっているので、それもしようがないのかもわからないけれども、今まであったものが急になくなるのではなくて、例えば1本でも2本残っていたら、まだ説得の余地があるのでしょうかけれども、非常に申しわけないの一言だと、それで、はいわかりましたというのは、なかなか

かその場のその身になってみないとわからない部分があるのではないですか。ですから、もしここに周知、スケジュール表の中の8番の周知のところで、まちづくり懇話会、あるいは広報掲載、説明会等の実施としてありますけれども、まちづくり懇話会等ではなくて、このライフバスの再編に特化した説明会をやっていたらということなのですか。

それをまず1つ、その1つだけ聞かせてください。

○議長（抜井尚男君） 政策推進室長。

○政策推進室長（百富由美香君） お答えいたします。

説明会というのは、このライフバスの再編に特化した説明会という意味でございます。

○議長（抜井尚男君） 細谷議員。

○議員（細谷三男君） ありがとうございます。そのときに、広報掲載をしていついつ説明会やりますとかという話なのか、あるいは回覧なのかわかりませんが、できればバス停のところにでも必ずいついつ、行けないときもあるでしょうから、2日ぐらい予定していただいて、やりますからと。廃止についてとか、それをやっていただいて、それでそこまでやっていただければ、もうそれで決まるのはしようがないと思うのです。だから、やることだけやっていただかないと、自分のことだけ考えなければいいのだけれども、やっぱり相当あるのです。このなくなるということが。あったものがなくなるというのは、多分そこに住んでいる人らとしては、もちろん藤久保のほうが余計使ってくれる人が多いから、そっちはすごい喜ぶというのは、もちろんそれはもう、それを反対するわけでも何でもないし、一人でも多くの人に使ってもらえるというのは、いいことだと思うのだけれども、ただそれがなくなることによって、では朝早く出なければ、急行がとまるふじみ野駅まで行って、そこから通勤で都内に行く人なんか、急行がとまるふじみ野駅結構使っていたわけです。だから、それがなくなるといっては、何か本数がさっき何本かふえるとか言っていましたけれども、そのふえたことはありがたいですけれども、やっぱりそこは数字だけというか、それだけであわせない部分があるので、バス停にもちゃんとやっていただいて、それでいついつやりますと。そういうことを確実にやっていただいて、一人でもこの説明会に来ていただいて、そこで議論がいろいろ出ると思います。ああでもない、こうでもない。でも、そこまでやっていただければというふうに私は思いますが、お願いします。

○議長（抜井尚男君） 政策推進室長。

○政策推進室長（百富由美香君） お答えいたします。

これまでも説明会のことについてお話をいただいております、こちらでも早期にやりたいという気持ちはありましたが、いつになるのかというところが確定していない中で、きちんとした説明会を開いてこれませんでしたので、今後スケジュールが確定していく中では、確実にその説明会という形で、特になくなる地域の方に関しては、きちんとした説明会を開きたいというふうに思います。

○議長（抜井尚男君） 鈴木議員。

○議員（鈴木 淳君） 鈴木です。

これに関しては、今度審議の、30日もないので、今聞きたいのですけれども、これ7番線が変更されることでケアとして1番線を、これも1カ月たたない12月の半ばから変更するとあったのですけれども、今年度の当初予算のときに、新路線のインシャルコストという形で400万ほどあったのですけれども、これもその

費用から賄えるという部分なのではないでしょうか。路線変更だと当然時刻表とかで多少なりとも費用はかかると思うのですが、そちらはどうなっていますか。

○議長（抜井尚男君） 政策推進室長。

○政策推進室長（百富由美香君） 百富です。お答えいたします。

1番線はライフバスの経営路線になっておりますので、ほとんどの変更に関するものというのは、全てライフバスが持つものになるのですが、今回新たに走らせる8番線、新路線とかぶるバス停については、当初1番線のほうが後からとか、また同時に路線変更することを予定していましたので、こちらが大分おくれたことによって、1番線のみ先にライフバス側の経営路線とはいえ、この新路線に関して、本数等町の1番線に関するケアにもなりますので、バス停のみ町の支出、イニシャルコスト、準備のお金というのが8番線とかぶるところのバス停のみ町のほうで支出する予定になっておりますが、それ以外のバス停やいろいろ経費、路線が変わることによる経費というのは、ライフバス側が全て持っているところでございます。

○議長（抜井尚男君） 鈴木議員。

○議員（鈴木 淳君） わかりました。1番線はそうですね。1番線単体で見るとそれなりに利用者もいる路線だと思うのですが、あと今度12月の頭に配られる広報と今、町のウェブサイトの方に載っていたので、確認したのですが、こういった新しいバス停当然できるわけですね、みらい通りのところに。そういった情報が一切ないので、これはライフバスがやっていることだからとはいえ、町の公共交通として、町もお互いに連携で利用している部分があるので、もうこの12月16日には間に合わないですが、こういった路線変更がされて新しいバス停がつくられますとか、そういったのを広報でもっと前の特集なりで少しずつやっていって、バスの大きな路線変更も理解してもらったほうがいいのではないかなと思ったのですが、そういった1番線の新しい路線、一部分の路線変更について、今後住民への周知というのは、町のほうでする考えはありますでしょうか。

○議長（抜井尚男君） 政策推進室長。

○政策推進室長（百富由美香君） 百富です。お答えいたします。

町の補助路線ではないので、なかなか早い段階で知るのが難しい状況にはありましたが、今後住民の方にわかりやすくお伝えできるようなことを検討したいと思います。

○議長（抜井尚男君） 本名議員。

○議員（本名 洋君） 本名です。

私もふじみ野行きがなくなるバスの地域住民として、ちょっと申し上げたかったのですが、細谷議員が熱く語っていただいたので、私のほうとしては、ちょっとつけ加えさせてお話しさせていただきたいのですが、この資料2の周知です。この表によりますと、細谷議員がもうこれは確定なのですかというお話ありましたが、これを見ればその広報掲載・説明会等ということで、決まったことを広報なり載るようなことを住民にも同様に説明すると、こういうふうになりましたという、そのような説明会になってしまうのではないかなと案じているところなのですが、要するに物事の順番と申しますか、決まってしまうよではなくて、だから住民の皆さん理解していただきではなくて、まずそのふじみ野行きバスがなくなって困る方たちに対して説明会を行って、もう変更の余地はないのかもしれないけれども、まず困る人たちに説明することがまず最初ではないかなというふうに、そのように思いますけれども、いかが

でしょうか。

○議長（抜井尚男君） 政策推進室長。

○政策推進室長（百富由美香君） 百富です。お答えいたします。

今後の説明会につきましては、先ほどお話しさせていただいたとおり準備を考えていきたいと思っております。これまでにしましては、まちづくり懇話会という形ではありましたが、町がこういうことを考えているという、まだ決定段階ではない状態で、地域の方にもお話をさせていただいたつもりでございます。今後に関しては、そういった決定前に説明会を開く等考えてまいりたいと思っております。

○議長（抜井尚男君） 本名議員。

○議員（本名 洋君） 本名です。

まず、お願いしたいのですけれども、実際にふじみ野行き、朝通勤で使っている方のお話を聞きましたら、鶴瀬駅へ行くには渋滞で時間がかかってしまうと。時間が読めない部分もあると。それに対してふじみ野のほうスムーズに行けるのだというお話もありました。今度のこの路線変更によって、みらい通りを通ることによって時間短縮ができるという、そのようなお話だったと思うのですけれども、そういった部分も含めて、困っている人たちに寄り添って時間短縮できるという、そういうメリットもあるのだということで、鶴瀬駅に行くに当たって。要するに、住民の皆さんの立場に立って丁寧に説明していただきたいと思っております。これは意見ですので、お答えは結構です。

○議長（抜井尚男君） ほかに。

菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 済みません、菊地です。

さっき忘れましてので。幹線16号線の件なのですけれども、藤久保3区のまちづくり懇話会でも話が出たと思うのですが、あそこの舗装が荒れているというのがあったと思っております。それについては、なおさらそこで大型バスが通る、大型の車両が通るということで、近隣の住民の皆さんが大変心配をしているところなのですけれども、スケジュールの中ではそういったことは一切書いていないのですけれども、それとは全く別の進行になるのでしょうか。

○議長（抜井尚男君） 政策推進室長。

○政策推進室長（百富由美香君） お答えいたします。

バスを通すことのために道路整備をしたりというふうな予定ではありませんが、影響が大きく、安全面とか影響があるということで、今回16号線の道路拡幅工事が済んでからバスを通したいというふうに考えて計画を進めてまいりました。そうした中で、今あったような課題についても、道路の拡幅工事以外の安全対策等、それについてもあわせて道路交通課のほうで対応していただいているところでございます。この時期につきましては、バスを通すまでに全て完了しているかどうかというのは、再度確認しないとわかりませんが、当然ながら安全対策をした後にバスを通したいということで、こちらは計画をしてきておりますので、できる限りそこに間に合わせて8番線を通したいというふうに思っているところでございます。スケジュールの中では、拡幅工事のみ入れさせていただいております。

○議長（抜井尚男君） 菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

その中通るところでも、必ずしも両側に歩道があるとは限らないではないですか。その安全面というところも見切り発車で進んでしまうのですか。必ずしもそういったこと、要するに片側をずっと歩いていて、いきなり歩道がなくなるところがあるのです。ただ、それでもそれはそのまま道路交通課のほうで対応しますから、それは別ですよという形で、新しくバス路線の再編というのは進んでいくのかどうか聞きます。

○議長（抜井尚男君） 政策推進室長。

○政策推進室長（百富由美香君） 百富です。お答えいたします。

今、見切り発車というお言葉がありましたけれども、実際に安全対策というのはしていきたいということで進めております。ただ、全てのライフバスが通るところの道路について、完璧な安全対策を確認して通す計画を立てているということではなくて、許可を求める中で、この16号線に関しては課題となっておりますので、それを待って通したいというところがございます。今お話の歩道がないところというのは、町内のバス路線の中で通っているところはたくさんあると思うのですが、そういった中で、何か課題があれば、先ほどのスケジュールの中で3カ月間の準備期間というものもあるのですが、事前に試走というのもしておりますので、安全上の課題があれば、それについては、早期に準備を進めたいというふうに思っております。

○議長（抜井尚男君） 菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

試走したのが何回されたのかわからないのですが、幹線16号線は、近隣の道路の拡幅が進みまして、抜ける車はかなり多い。そこに住んでいる人は、今の時点でもかなり不安を持っています。なおさら今度大型の車が通るところで、それ以上の不安があるという、実際に何か起こらないと町は動かないのでしょうかというのが、もう二言目には聞かれるわけです。安全対策というのを本当にしていかないと、人命というのがないがしろにされてしまうのではないかと不安が必ずしも出てきてきますので、やっています、やっていますというだけではなくて、もっと目に見える形で安全対策というのを進めていただく。あと、最近になってやっと道路標示もきれいになってきたところもあるので、それもかなり時間かかったのですが、そういったところがかなり後回しになっているのです。なので、バス路線の再編というのが一つのきっかけになると思うので、それとあわせてもっと近隣の住民の皆さん、歩行する皆さんの安全というのを、試しに走ったからではなくて、もっと十分考えていただきたいと思うのです。今の答弁だと多分納得しないと思いますので、さらに検討していただきたいと思いますが、よろしく願います。

○議長（抜井尚男君） 回答を求めますか。

○議員（菊地浩二君） ぜひ。

○議長（抜井尚男君） 政策推進室長。

○政策推進室長（百富由美香君） 百富です。

ご指摘のとおり、これまで通っていなかったところにバスが通るということで、近隣の方のご心配、また今そこを通る方たちのご心配もあると思いますので、今のお話を、また担当課とともにしっかりと確認して、安全策というのを検討していきたいと思っております。

○議長（抜井尚男君） ほかに。

山口議員。

○議員（山口正史君） 山口です。

最後に、これはちょっと苦言だけを呈させていただいて、お答えは結構です。今回の件もそうですが、以前のデマンドの廃止に関して、非常に政策推進室のやることというのは高圧的なのです。今の話も住民目線ではなくて、仕組みとしてこうこう、業者がこうだからあだから、もうその辺だけで、住民と一緒にあってつくり上げていくという気概が全然感じられない。そちらの都合だけ、行政の都合だけで押しつけているという印象が非常に強いのです。きょうのやりとり聞いていてもそう思います。やっぱりこれ4区の問題も廃止というのは、私も大きな問題だと思うので、やっぱり住民の方とどうしたら影響を多少でも減らせるのかというのを住民とともに考えようという気はなくて、こう決まったのだからこれに従えよという感じしか受け取れないのです。それが室長の性格の話なのか周りの人の感じなのかわかりませんが、非常にそれが強いのです。特に政策推進は強いのです。やっぱり今のいろいろ出てきた話も、1回住民の方と膝詰めで話して、どうしたら住民の方たちへの影響が一番少なくできるのか。もちろん物理的にできないこと幾らでもあります。全部歩道を両側設置しろといってもこれは無理な話なのだけれども、ではその間何をするのか、パイロンでも置くのか何にするのか、あるいはスピードが出ないようにする方法があるのかなのかとか、それ住民の方たちと一緒に考えて、解決策を今後ぜひそういう姿勢でやっていただきたいと思いますので、回答は結構です。

○議長（抜井尚男君） ほかによろしいですか。

〔発言する者なし〕

○議長（抜井尚男君） それでは、(3)番、ライフバスの再編については閉じさせていただきます。

(4)番までやってしまおうと思っておりますが、もう11時回りましたけれども、休憩入れますか。続行してよければ(4)番までやりますけれども、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

◎オランダウィークの実施について

○議長（抜井尚男君） それでは、(4)番のオランダウィークの実施について、こちらも、これは室長からでいいですか。

○政策推進室長（百富由美香君） 担当主幹。

○議長（抜井尚男君） 政策推進担当主幹。

○政策推進室政策推進担当主幹（富田 篤君） 富田です。

それでは、オランダウィークの実施についてということでご説明させていただきます。来る12月2日日曜日から12日の間に淑徳大学にてオランダ女子柔道チームがトレーニングキャンプを行います。これに合わせて同期間をオランダウィークと題しましてさまざまな交流事業を実施いたします。

まず、1番目といたしまして、12月の2日日曜日に住民交流会、そしてウエルカムパーティーを開催いたします。内容といたしましては、住民交流会につきましては15時半から16時半、三芳町総合体育館3階の多目的室で行います。オープニングセレモニー、それと三芳町柔道連盟の柔道を行っている児童生徒によるわざの披露、それと淑徳大学の柔道部の監督であります野瀬監督、そしてオランダ女子柔道チームによるトークセッション、こういった内容を現在予定として進めております。

②番といたしまして、ウェルカムパーティーといたしまして17時から19時、こちらは福祉喫茶のハーモニーで開催いたします。内容につきましては、オランダ女子柔道チームの方に餅つきを体験していただく。それとあとティーセレモニー、こちらは茶道の日本文化を伝えるような形で経験してもらうような催し物になります。それと、淑徳大学による催し物を予定しております。あとは、その参加者とオランダ女子柔道チームを交えた交流、そういったものを行っていきたいというふうに考えております。

続きまして、②番のMIYOSHIオリンピック給食につきましては、こちらは12月の4日の火曜日に行います。こちらは、町内全ての小中学校でオランダ料理の給食を提供いたします。前回もございましたが、今回オランダ給食につきましては2回目となります。オランダ女子柔道チームのコーチもしくは選手、これはちょっと今調整中ではあるのですが、町内の学校に訪れて、児童生徒と一緒に給食を食べる予定で今調整を進めているところでございます。

③番目、こちらにつきましては、講演会の「オランダを知ろう！」を開催いたします。こちらは、12月の8日土曜日です。13時30分から14時30分、三芳町総合体育館3階の研修室で行います。こちらの講師なのですが、オランダ大使館の研究生でございますリック・ポスト氏を招いて、オランダに関する基礎的な内容、簡単なオランダ語講座等を実施いたします。

こちらにつきましては、参加費は無料、申し込み不要となっております、そのほかにはこのリック・ポスト氏、日本語を話すことができますので、日本語による講演となっております。また、手話通訳も用意させていただきたいと思っております。

続きまして、④番目、オランダ女子柔道チームのトレーニングの一般公開練習を行います。こちらにつきましては12月の10日の月曜日、16時半から19時までとなっております。淑徳大学の武道場で実施されますトレーニングを一般公開という形で広く見学できるような形となっております。淑徳大学の武道場の観覧スペース2階にございます、そちらで自由に見学できるような形で今進めております。申し込み等は不要で、当日スタッフの案内に従って観覧スペースで見学するといった流れを予定しております。

続きまして、5番目といたしまして、オランダ料理 in ハーモニーということで、こちらは平成30年12月の12日水曜日、こちら限定20食なのですが、オランダ料理の限定ランチをハーモニーで提供いたします。ランチの内容といたしましては、以前MIYOSHIオリンピック給食でも提供させていただいたエルテンスープ、エンドウ豆のスープです。それとヒュッツポット（野菜のつぶし煮）、それとオランダコロケ、パンまたはライス、それとワッフルとコーヒーがつく予定となっております。ハーモニーの担当と調整している中で、今月この12月12日限定なのですが、その後についても実施していききたいということでは検討しているところでございます。

以上、オランダウィークの実施ということで、トレーニングキャンプに合わせてさまざまな事業を実施しますので、その内容についてのご説明となります。

以上でございます。

○議長（抜井尚男君） オランダウィークの実施について説明をいただきました。冒頭の最初の12月の12日が日曜日になっています。これ水曜日の訂正でよろしいですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（抜井尚男君） 何か皆さんからご質問等ございますか。

鈴木議員。

○議員（鈴木 淳君） 鈴木です。

このウェルカムパーティー等の主催というのは、町の政策推進室になるのでしょうか。

○議長（抜井尚男君） 政策推進担当主幹。

○政策推進室政策推進担当主幹（富田 篤君） こちらにつきましては、主催、三芳町と、それと2020三芳町ホストタウン交流推進実行委員会となります。

○議長（抜井尚男君） 鈴木議員。

○議員（鈴木 淳君） わかりました。そうすると、この実行委員会の予算で組んでいた住民との交流事業の分で、それで費用が賄えるのかと思います。あと、これ同じ日にちょうど私も地元の行政区の餅つき大会のほうでちょっと気になったのですけれども、これ餅つきやる際に、今ついたお餅をいろいろな食中毒等の対応で、どこもそれは食べさせないようにしたり、あとはそのお餅はもう捨ててしまったりというようなことをしているのですけれども、そのような対策というのはしっかりとられているのでしょうか。

○議長（抜井尚男君） 政策推進室副室長。

○政策推進室副室長（島田高志君） 島田です。お答えいたします。

ここで使用する餅につきましては食べません。お料理の中に餅料理があるという形で使っています。

以上です。

○議長（抜井尚男君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（抜井尚男君） それでは、（4）番、オランダウィークの実施については閉じさせていただきます。

ここで休憩入れたほうがいいですよ。それでは、今15分ですので、25分まででもいいですか、5分間でもいいですか。では、20分まで休憩いたします。

（午前11時15分）

○議長（抜井尚男君） それでは、再開をいたします。

（午前11時24分）

◎意見書の調整について

○議長（抜井尚男君） 続きまして、協議事項5番の意見書の調整についてでございます。

意見書、今回は6本提出がされております。順番を確認します。提出順ですが、吉村さん、内藤さん、岩城さん、小松君、本名君、本名君の順番だと思いますが、よろしいですか。

それでは、順番にやっていきたいと思っております。

まず最初に、消費税の増税中止を求める意見書（案）について、吉村議員、よろしく申し上げます。

○議員（吉村美津子君） 吉村です。

平成元年に消費税が3%から導入をされて、平成9年に5%に引き上げられて、景気は本当にそこから低迷してきました。三芳町の歳入においても、本当にそれまでは上がり調子だった歳入が横ばいになった、そ

れほど消費税というのは住民の負担増の、景気を冷え込ませる、そういったものだというふうに思っております。やっぱりぜいたく品とか、そういったところの物品税にかけているという、それならいいのですけれども、やっぱり食料品にまでかけていく、日常の生活のところにまで及ぼしていくので、本当にこれは負担増の大きいものだと思います。8%になってから貧困家庭ということも出てきていますし、本当にそれを10%にしたら、今まで以上の本当に低所得者、また貧困家庭がふえていってしまうと思うのです。やっぱり財源は過去1億円以上の所得のある方々は、税金のほうで70%というときもありました。それがどんどん、どんどん引き下げられ、そして法人税率も大企業にとっては次々引き下げられています。過去43%だったのが現実的には安倍首相のもとで20%台にまでなってしまったのです。ですから、やっぱり税金の応能負担ということで、そういったことであるところには払ってもらう、そうすれば消費税を10%にしなくても財源は生み出すことができますので、やっぱりこれは本当に生活を破壊していくに近い税金だと思いますので、10%という、こういう税負担をやめてもらいたいという、そういうことで意見書を提出させていただきました。

○議長（抜井尚男君） 吉村議員の意見書について何かございますか。

内藤議員。

○議員（内藤美佐子君） 内藤です。

消費税についての考え方は、それぞれまちまちだというふうにも思いますので、どんな意見書が出てきても、それは議場でしっかりと審議をすればいいのかなというふうには思うのですが、ちょっと私1点だけ、これ書き方に疑義があります。それは、ちょうど真ん中あたりに「中小企業には所得はなく」というような記述があるのですけれども、我が家も中小零細企業ではございましたけれども、中小企業に所得はなくても、消費税というのは預かり税なので、これは払わなければいけないのです。所得がないとかそういうことではなくて、お仕事をし、そして消費税をかけたものに対して1,000万円以上の売り上げがあるところであれば、必ず消費税分というのは計算して出されて、それを払わなければいけないです。所得税払わなくても。ということで、ここら辺はうそを書いているというふうに思うのです。だから、そこは書きかえていただいたほうがいいかなと思います。出す出さないは、考え方いろいろあるので、いいと思うのですけれども、この中小企業のところは、こういう記述ではないほうがいいかなと思います。

以上です。

○議長（抜井尚男君） 吉村議員。

○議員（吉村美津子君） 実際に消費税は売り上げに対してかかります。実際に中小企業で利益がない、利益がなくても消費税はかかってくるのです。ですから、やっぱりそういった生活をしていくには、自分の事業の利益がなくても消費税は払っていかねばならない、そういったすごく過酷な、普通は利益に対して住民税とか所得税とかかかってくると思うのです。ところが、消費税はそうではないという、そこがまた大きな問題点だというふうに捉えています。

○議長（抜井尚男君） ほかによろしいですか。

〔発言する者なし〕

○議長（抜井尚男君） それでは、吉村議員のは閉じさせていただきます。

続きまして、内藤議員の無戸籍問題の解消を求める意見書（案）について、お願いいたします。

○議員（内藤美佐子君） 私のほうからは、無戸籍問題の解消を求める意見書ということで出させていただきます。

いております。何らかの事情で出生届が出されなかったため、さまざまな不利益を余儀なくされている無戸籍者というのが、法務省で把握している分では715名ということなのですが、潜在的には1万名を超えるのではないかというような見方もあります。背景には、民法772条の嫡出推定という規定があります。家制度が色濃かった明治時代の産物で、婚姻中に妊娠した子は夫の子、離婚後300日以内に生まれた子は元夫の子というふうにみなしております。このため、例えば夫と別居中に別の男性との間に子供ができた場合、出生届を出すと戸籍上は夫の子になります。しかも、現行法はこうした推定を否定する嫡出否認の権限を持つのが夫、男だけなのです。夫と元夫だけに限って、妻や子に認められていないということで、そこら辺を変えていっていただきたいというような、そんな内容で出させていただいております。

読んでいただければいいのですけれども、3点あるのですが、これ意味、説明したほうがよろしいでしょうか。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議員（内藤美佐子君） まず1点目、強制認知調停の申し立てというのは子供がやることです。子供のほうから強制認知調停を申し立てをしますけれども、受け付けのときに、私も総務省のホームページ見たのですが、この強制認知調停の申し立てをするのと、元夫に対する親子関係、不存在確認の裁判手続、調停です。この2つが同列に書かれているのです。それで、家庭裁判所では、先にこの元夫に対する親子関係が不存在確認の調停を起こせというふうに指導をするのが多いらしくて、これは、どちらか優先ではなくて、どちらかを選択できるという形になっているということ、家庭裁判所もよくわかっていないというふうに言われております。それで、強制認知調停を申し立てに行っても、できないというふうに言われたりというところがないようにということで、不適切な指導がなされないよう是正するというようなことを書かせていただいております。

それから、2番目なのですが、これは無戸籍状態であっても、今一定の要件のもとで各種行政サービス等を受けることができるようになってきているということは、住民票はとれるということなのです。しかし、無戸籍ですので免許証はとれません。また、今マイナンバーとかああいうのを出すところでは、全然戸籍が必要のところは何もサービスが受けられない。パスポートもとれないというふうになりますが、ただ住民サービス、行政のやっている住民サービスは受けられるのだということを、この自治体職員まで徹底がされていないというのが問題だというふうに言われております。そういうところの周知徹底を言っております。

それから、3番目というのは、嫡出否認というのは、夫だけが俺の子ではないというふうに否認ができるのですけれども、その否認をする手続というのは、出訴期間は1年しかないのですけれども、提訴権者を、やっぱり先ほど言ったように子供や奥さんにまで広げる。また、出訴期間というのも今の1年だけではなくて、もう少し延ばしていただきたいと。そういう中で嫡出、あなたの子供ではないとか、そういうことも手続ができるようになる。ただし、民法772条1項の嫡出推定の例外規定、これは772条の1項というのは、妻が婚姻中にできた子供は夫の子とするという、これが1項なのです。ということで、ここの嫡出推定の例外規定を設けないと、今はいろんなパートナーであったり、婚姻していなくて子供ができたとか、望まれない子であったりとか、それで戸籍を出生届を出していないだとか、そういうこともいろいろあるので、そこら辺の改正も検討していただきたいというような、そういうこれは意見書でございます。

以上です。

○議長（抜井尚男君） 内藤議員から説明がございました。

何かございますか。よろしいですか。

〔発言する者なし〕

○議長（抜井尚男君） それでは、閉じさせていただきます。

続きまして、岩城議員、認知症施策の推進を求める意見書（案）について、説明をお願いします。

○議員（岩城桂子君） 岩城でございます。

認知症施策の推進を求める意見書の案でございますけれども、近年もこの高齢化が進む中で、2025年には推計として700万人を突破するというところで今見込まれております。国も今いろいろ認知症施策ということで取り組み、オレンジプランとか、また認知症サポーターの養成とか、そういう部分では進んでおりますけれども、まだまだ課題が多く見受けられる部分もありますので、さらなるこの認知症施策の充実、また加速化を目指して、そして基本法の制定を視野に入れた取り組みということで、4点を提案させていただいております。ここの中で、1つはこの認知症基本法を制定をすること、それから2つ目には認知症サポーターの活用やそのガイドブックを作成すること、3点目には若年性認知症の支援について、さらに整備を進めていくということ、それから4点目に関しましては、このビッグデータの活用を通して、また次世代認知症治療薬の開発、また早期実用化に向けて進めること、そして早期診断法の研究開発等、そういう部分でさらに研究を進めていただきたいということで4点を挙げさせていただきましたので、もし皆様からご意見あればよろしくをお願いします。

○議長（抜井尚男君） 岩城議員の意見書について何かございますか。ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（抜井尚男君） それでは、岩城議員のは閉じさせていただきます。

次に行きます。次は、小松議員の義援金差押禁止法の恒久化を求める意見書（案）についてです。

小松議員、説明をお願いします。

○議員（小松伸介君） 私のほうからは義援金差押禁止法の恒久化を求める意見書（案）ということで提出をさせていただきました。ここに記載されているとおり、義援金差押禁止法とは、被災者の生活再建を支援するため、義援金の交付を受ける権利を譲渡したり、担保に供したり、差し押さえることや義援金として交付された金銭を差し押さえることを禁止した法律ということで、これまでの法律に関しては、台風や地震など、個々の災害に対応した時限立法として制定されてきたというところがございまして、近年こういった形で災害が頻発化しているところもありますので、そういったところで都度制定するのではなく、恒久的な法律として早期に進めるべきということで、今回提案をさせていただきました。

以上です。

○議長（抜井尚男君） 小松議員の意見書に対して、何か皆さんから調整内容ございますか。

〔発言する者なし〕

○議長（抜井尚男君） ないようですので、次行きます。

続きまして、本名議員の日本国憲法第99条の遵守を求める意見書についてです。説明をお願いいたします。

○議員（本名 洋君） 本名です。

済みません、まず表題の「日本国憲法第99条の遵守を求める意見書」、その後「(案)」というふうを書く

のが抜けていましたので、済みません、つけ加えてください。それで、その後の「平成30年 月 日」ということで、ここも空欄になっておりますけれども、前回の9月議会での意見書ということで、実際提出した日が何日かわからないので空欄にしましたけれども、後ほど事務局に聞いて、ここは入れさせていただきます。

ということで、趣旨ですけれども、その9月議会で提案されました、採択されました本格的な憲法改正論議を国会に求める意見書というものにつきまして、賛成多数ということで可決されたわけではありますけれども、私は非常に問題のある意見書だというふうに認識しております。ということで、私としては、撤回していただきたいのですけれども、1度国のほうに提出した意見書は撤回ということはできないので、日本国憲法第99条、憲法の擁護遵守義務、その遵守を求める意見書という形で出させていただきました。その9月議会での当該意見書の問題点というのは、まず第1に、私も質疑の中で聞きましたけれども、本文中に国民が憲法改正の議論の具体的な進展を望んでいることは、各種世論調査においても明確に示されているというふうにありましたけれども、私もその後もいろいろネット等で調べてみましたけれども、実際そのような世論調査を確認することはできませんでした。

それと、第2は、意見書の提出先が内閣総理大臣、総務大臣、法務大臣、内閣官房長官というふうにありました。衆議院、参議院議長については、これは問題ないのですけれども、憲法99条の擁護遵守義務があるのは、憲法の条文にもはっきり書いてありますけれども、国務大臣、国会議員、公務員は憲法の遵守義務があります。唯一その遵守義務が解かれるのが発議のときの国会だけであって、そのような憲法遵守義務がある大臣に意見書を、憲法改正の議論を進めることを求めるということは、これは憲法遵守義務を守らなくていいと。違憲を促すようなことになりかねない、そのような法律的に問題のある意見書であるというふうに私は認識しております。日本国憲法でも定められておりますように、立法、司法、行政、三権分立です。そこで国会、憲法改正の議論ができるのは立法府である国会でありまして、内閣はそこから距離を置かなければいけない。そのような内閣に対して憲法改正を促すというのは、それは違憲であるということで、憲法99条を遵守するようというので、このような意見書を出させていただきました。ということでお願いいたします。

○議長（抜井尚男君） 本名議員の意見書について何かございますか。ございませんか。

細田議員。

○議員（細田三恵君） 細田です。

前回の9月定例会のときに私出させていただきました。本格的な憲法改正論議を国会に求める意見書だったのですけれども、内容に関してもいろいろ今言いたいこともあるのですけれども、そもそもこの意見書が前回に通ったところで、誤った内容があるため改めて本意見書を提出するものですよという、この意見書自体どうなのかなと思いましたので、皆さんにもお聞きしたいのですけれども、私としては、そういう1回議会で通った意見書をまた撤回するような意見書を出すということは、やめていただきたいと思っております。なので、撤回していただきたいと思えます。

○議長（抜井尚男君） 本名議員。

○議員（本名 洋君） 本名です。

初めにも説明させていただきましたように、撤回ということはいけませんので……

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議員（本名 洋君） わかりました。私は、間違った内容である意見書、そして私が前回の別の意見書ですけれども、日本は法治国家であるというふうなことも質疑の中で言われました。その法治国家において、その憲法に違反するような内容の意見書を出すことは、これはやはり三芳町議会として非常に恥ずかしいことだと思いますので、この意見書を私は撤回するつもりはございません。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議員（本名 洋君） もちろんそれは皆さんが賛成したから通ったわけでありまして、それは当然認めざるを得ない現実でありますけれども、だからといって憲法違反の疑いが非常に濃いものを、それを私としては、一人の議員としてそれを認めるわけには、認めるわけにはどうか、私個人的にはそれは認められないと思うので、意見書を出させていただきます。

○議長（抜井尚男君） ほかに。

山口議員。

○議員（山口正史君） 山口です。

9月の出されたものに関しては、別に憲法改正しろと言っているわけではなくて、議論を深めろという話なので、私は憲法に違反しているとは全然思っていませんが、そこはちょっと議論しても、考え方違うので、それをここではしませんが、ただここで、この意見書の中段ぐらいのところ、「本議会としてそのような意見書を提出したことは拙速であり」という、何が拙速だったのかを私伺いたい。非常に失礼な言い方だと思うのですが。

○議長（抜井尚男君） 本名議員。

○議員（本名 洋君） 本名です。

質疑の中でも私も何回も質問させていただきましたけれども、それに対して納得できるようなご回答がなかったもので、にもかかわらず意見書を結果として通すようなことになってしまったということに対して拙速ではないかという、そのような趣旨で書かせていただきました。

○議長（抜井尚男君） 山口議員。

○議員（山口正史君） 山口です。

ということは、本名議員が納得しない限り全て拙速になるわけですね。とんでもない話だと思うのです。この9月の段階でも全協でここで話し合いを行いました。これほかの議会ほとんどやっていないことなのです。なおかつ本会議でも質疑やっています。それなのに拙速だと。それは私が納得できないからと。それはすごくおかしくないですか。

○議長（抜井尚男君） 本名議員。

○議員（本名 洋君） 本名です。

ということは、私はその質疑内容納得できなかったのですけれども、山口議員は賛成したということで、今の質問の中でもありましたように、山口議員としては、細田議員の説明、そして答弁、納得されたということというふうに理解いたしましたけれども、私個人のみ意見ではなく、客観的に見て納得できない。例えば理由の第1に書いたように、世論調査の内容です。とても納得できるようなお答えではなかったと思います。ということでそのように、拙速ではないかというふうな表現をさせていただきましたけれども。

○議長（抜井尚男君） 山口議員。

○議員（山口正史君） 私が聞いたのと全然違うので。私が納得したかしないか、そういう話をしているのではなくて、拙速というふうにあります。それは本名議員が納得しない限り全部拙速になるのかなということを知ったのです。私も賛成、反対いろいろあります。ただ、一応こういう全協の場でやって、本会議でやって、手順はきちんと踏んでいると思うので、ほかの議会よりは踏んでいると思うのです。それをもって、なおそれでも自分が納得できないから拙速だという話は、どうして導かれるのか、私はわからないと言っているのです。

○議長（抜井尚男君） 本名議員。

○議員（本名 洋君） 本名です。

それは、個人個人によっていろいろ捉えようあるとは思いますが、山口議員のおっしゃることも理解いたしました。なので、文言については、この意見書案については、撤回するつもりはございませんけれども、文言については考えさせていただきます。

○議長（抜井尚男君） ほかによろしいですか。

〔発言する者なし〕

○議長（抜井尚男君） それでは、次に行きます。

続きまして、同じく本名議員の性暴力被害者支援体制の拡充を求める意見書、これも「(案)」入れるのですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（抜井尚男君） についてご説明をお願いします。

本名議員。

○議員（本名 洋君） 本名です。

申しわけございません。これも意見書の後に「(案)」というふうに入れさせていただきます。

性暴力被害者の支援については、6月議会におきまして国のほうに意見書、性暴力被害者支援の法定化を求める意見書ということで皆様のご賛同をいただきまして、意見書を国のほうに届けることができました。そこにおいては、国のほうの責務として、その交付金の増額でありますとか予算措置であるとか、それから法整備とか、そのような部分でありましたけれども、今回の意見書においては、実際運用する都道府県、それに対して、三芳町議会ですから埼玉県知事宛てに対して今度は出させていただきます。一応現在の段階では、全ての都道府県にワンストップ支援センター設立されたようでありまして、まだまだ非常に不十分な部分がございます。議会の皆さんの事務局のレターボックスの中に以前、犯罪被害者支援セミナーのお知らせが入っておりまして、私も7月でしたか8月でしたか、コピスみよしで行われまして、それ参加させていただきました。そして、実際に運営している当事者のお話も聞きましたけれども、やはり予算が非常に足りないと。寄附であるとかそういった部分に頼らざるを得ない状況があると。それから、今運営時間が以前より伸びたとはいっても、まだ月曜日から土曜日とって限られた時間である。実際レイプの被害とかそういうのがあるのは夜中とか休日に多いので、そういうほうに対応したいというようなお話もありました。

ということで、今回の意見書は、そういった365日24時間化ということで、意見書案を出させていただきましたので、よろしく願いいたします。

○議長（抜井尚男君） 本名議員の意見書について何かございますか。

内藤議員。

○議員（内藤美佐子君） 内藤です。

性暴力被害者への支援体制はすごく大事だなというふうに思っております。ちょっと気になるのが、埼玉県のアイリスホットラインというのが、この文章の中で見ますと埼玉県でやっているというような、設置されているというような書き方になっているのですが、私もちょっと調べさせていただいたのですけれども、このアイリスホットラインを運営しているのは公益財団法人なのです。独立した法人が公安委員会等の指定を受けて行っているということで、この記の下を見るとアイリスホットラインの受付時間の延長やら、あと夜間の運営ですか、そういうことを求めるというふうになってはいますが、これを埼玉県知事に求めて、それで広がるものでしょうか。それをちょっと疑問に思いましたので。行政官庁にこの意見書というのは出すものなので、埼玉県知事に出すのであれば、職員としての養成やら、あと予算措置もってくださいますかというような、そういうところだけだったらわかるのですけれども、このアイリスホットラインの運営をやっているところに対しては、埼玉県知事に求めても、これは無理なのではないかなというふうに思うのですけれども、一応法人ということで調べましたところ、一応理事会もあって、いろいろ理事会の中で事業の運営等を決めているというふうに、調べたところでは書いてありましたので、できれば県に出すのであれば、そこら辺、県だけの要望というか意見書にしたほうがいいかなというふうに思います。

以上です。

○議長（抜井尚男君） 本名議員。

○議員（本名 洋君） 本名です。

これは、県なのですけれども、実際運営しているのは、先ほどございました公益財団法人のほうに委託して県が行っているという、そういうような形です。ですから、結局公益財団法人に求めても、実際の大もとである県のほうに要望しないことにはなかなか難しいかなということで、こういう実際意見書を出せるのも行政官庁についてということなので、そういうふうにさせていただきました。

○議長（抜井尚男君） ほかに。

山口議員。

○議員（山口正史君） 山口です。

趣旨はすごくわかるのですが、アイリスホットライン、ここに持ち込む方は被害者であって、ほかに相談できない方。本来は、警察にもっときちっと皆さん被害者は訴えられるような体制をとるほうが、私は大事だと思っているのです。今何でそれができないかというと、やっぱり一番大きな問題は、事件を聴取する警察官が男だということなのです。別に全員が興味本位で聞いているわけではないのですが、男の警察官だとやっぱり女性だと、特にこういう性犯罪に関しては言えないことがいっぱいあるはずなので、だから私が思っているのは、まず警察に届けられるような体制をつくるべきだと。それにはやっぱり聴取する現場の警察官は、女性警察官に限るというふうに最低限すべきだと私は思っているのです。これそこら辺も入れてくれないと、警察に訴えられない、アイリスに持っていけばいいやという話では私はないと思っているので、アイリスは非常に重要です、もちろん。これ否定するものではないのですけれども、その前段階も入れていただければなと私は個人的には思っていますけれども、これは個人の意見です。

○議長（抜井尚男君） 本名議員。

○議員（本名 洋君） 警察のことまで言うところとちょっと若干趣旨がずれてきてしまう部分も出てきてしまうのかなとは思いますが、現状、多分警察のほうも今は女性警察官が相談に当たっているのかなと思います。

それと、やはり被害者にとって警察というのは、非常にハードルが高い部分かなと。アイリスホットライン相談窓口に来るというのは、警察に訴える以前に、本当にどうしていいかわからなくて、駆け込み寺のような位置にホットラインがあると思います。ですから、もちろん警察とは連携しているので、その被害統計とかそういう話になりますと、当然連携している警察と結んでという話になりますけれども、まずは警察に行けないような人たちの、極力ハードルを低くしてという、こういったワンストップセンターの趣旨なので、そのような、もちろん山口議員おっしゃるような部分も大事だというのは私も認識しておりますけれども、文言に入れるかどうかということは、一応検討はしてみます。

○議長（抜井尚男君） ほかに。

内藤議員。

○議員（内藤美佐子君） 先ほどの件なのですが、アイリスホットラインを運営しているのが公益財団法人だということで、法人となるとやっぱり独立した機関だと思うのです。その運営が理事会などの合議体で決定をされているというところに、地方議会から意見を述べるというのが果たしていいのか、規則的に合っているのかどうかというのを三芳町議会としてやはりよく検討したほうがいいのかなというふうに思うのです。何でも出せるというふうになってしまわないかなとちょっと心配をしています。

以上です。

○議長（抜井尚男君） 本名議員。

○議員（本名 洋君） 本名です。

繰り返しになりますが、このワンストップセンターを運営しているのは埼玉県です。あくまで業務を委託しているということで、埼玉県の意向が非常に重要な部分だと思います。県に求めないことには財団法人のほうも動けないという、そういう実情あるかと思います。私も実際に県議会議員にもお聞きしたのですが、県のほうもというか、県の職員のお考えとしても、やはり365日24時間化はしたいねというような、そういうようなお話だというふうに聞いております。やはり県のほうに言わないことには物事は進展しないのではないかなというふうに、そのように考えております。

○議長（抜井尚男君） ほかによろしいですか。

岩城議員。

○議員（岩城桂子君） 岩城でございます。

私もこの性暴力被害者支援体制を強化というのは非常に大事な部分だと思っております。ただ、提出者にちょっとお伺いしたいのですが、2行目の今回のこの平成29年度の調査、男女間における暴力に関する調査、この調査結果を私も見せていただきました。その中で、この文章には「日本女性の13人に1人がレイプ被害の経験があると回答してある」とありますけれども、これはとんでもない間違いだと思いますし、ごまかしだと思っています。というのは、この調査の内容を見ますと、1,807人の方に調査、女性は対象者が1,807人でした。その中で、実際には7.8%の方が被害に遭ったという回答でしたので、日本女性5,687万人おりま

すけれども、そのこの日本女性の13人に1人がレイプ被害というのは、ちょっとこういう文章というのではないかなと思います。

○議長（抜井尚男君） 本名議員。

○議員（本名 洋君） 本名です。

あくまでそのサンプル内での数字なので、そこら辺は、実際……わかりました。そのようなところで考えさせていただきます。

○議長（抜井尚男君） 内藤議員。

○議員（内藤美佐子君） 今のところなのですけれども、私も調査報告書をしっかり見たのです。確かに計算上は13人に1人になるのです。しかしながら、ではどんな方からどんな方への性被害があったかの大半が、これが夫婦間、あとは恋人間のDVです。DVがここに加算されていると思うと、本当に性被害で、本当に知らない男性、女性からでも被害を受けたというよりは、夫婦間のDVなんかも全部この数に入っていますので、とても文章的に見ると、レイプ被害は、本当に知らない男性、女性から、ある日突然被害を受けたみたいに感じてしまうのですけれども、これしっかりと調査を見てつくられていると思うのですけれども、ちょっとひとり歩きするような表現ではないかなというふうに思っております。もう少しここ丁寧に書かれたほうがいいと思います。

以上です。

○議長（抜井尚男君） 本名議員。

○議員（本名 洋君） 本名です。

もちろん実際の男女共同参画局の報告書を見て私は書きました。確かに数字だけ見ると非常にショッキングな数字だと思います。ただ、別にこれは間違いではないので、確かに書き方においては誤解があるかもしれないので、そこら辺は考えさせていただきます。

○議長（抜井尚男君） ほかにございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（抜井尚男君） それでは、（5）番の意見書の調整については終了させていただきます。

お昼になりましたが、あと報告事項、その他ですので、このまま続行してよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

◎議会運営委員会

○議長（抜井尚男君） それでは、報告事項（1）番、議会運営委員会からお願いいたします。

○議会運営委員長（小松伸介君） 議会運営委員会から報告を申し上げます。

お手元に傍聴人の心得ということでお配りをさせていただいております。今回、こちらを改正をさせていただきました。上が改正前、下が改正後ということで、資料があるというふうに思います。経緯といたしましては、先日の請願審査に関しまして、その後傍聴人の方がSNS等で「会議録」と題して内容を公開ということに際して、これはどうなのだとところからの議論が出てまいりまして、やはり傍聴人の心得の一部に文言を追加したほうがいいのではないかなということで、今回改正をさせていただきました。

内容としましては、ここの大きい5番の部分なのですが、「会議の正式な議事録は後日公開しますので、

議事録あるいは会議録の表題で、会議の内容を配布あるいはインターネットのブログやSNS等に掲載することはご遠慮ください。」ということで、あくまでもお願いという形なのですが、こういった文言を追加したほうがいいだろうということで、追加をさせていただいております。

それから、8番目なのですが、委員会でもこの心得を準用しますということで記載をさせていただきました。

その他の件に関しましては、軽微な変更でございますので、見ていただければわかるというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（抜井尚男君） 議会運営委員会からの報告でございました。

何かご質問等ございますか。

菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

これは初めて拝見するので、質問と意見とあるのですが、まず意見で6、携帯電話についてはですが、電源を切るかマナーモードにすること、ただ、議会本会議中に通話をした人がいるので、通話をご遠慮くださいというのがあってもいいのかなというふうに思いました、あのときは。これで決定ですか。ちょっとごめんなさい、それをまず。

○議長（抜井尚男君） 議会運営委員長。

○議会運営委員長（小松伸介君） ご意見ありがとうございます。通話の件に関しましても、議運の中で議論はさせていただきました。文言にするかということまでどうかということころは、ご意見頂戴したのですが、実際にいた人もいるということなのではございますが、ここは常識的な部分にお任せしようということで、文言としてはこの「電源を切るかマナーモードにすること」ととどめさせていただきました。

以上です。

○議長（抜井尚男君） 菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

それぞれの常識があると思うので、最低限のルールとして、実際に電話かかってきて、通話しましたよね、局長。ありましたよね。あるので、実際にありましたので、それはやっぱり明文化したほうがいいのではないかなと思ったのですが、それは改めて協議の場があればそこでしていただきたいと思います。

あと、ご説明のあった5番のところですが、そちらにお願いするというのは構わないのですが、議会側として、「正式な議事録は後日公開します」と断言していいのかなということころです。そもそも委員会については、正式な議事録ではなくて、要約議事録はつくっていますけれども、そこら辺が「公開します」と断言できるのかどうか、どうなのでしょう。しかも、「後日」となっていますけれども、今まで全然公開していないと思うので、それが実際できるのかどうか、どうでしょうか。

○議長（抜井尚男君） 暫時休憩いたします。

（午後 零時06分）

○議長（抜井尚男君） 再開いたします。

○議長（抜井尚男君） 議運委員長。

○議会運営委員長（小松伸介君） 小松です。

ちょっとまた委員会の中で議論させていただきたいと思います。

○議長（抜井尚男君） ということです。

ほかによろしいですか。

〔発言する者なし〕

○議長（抜井尚男君） それでは、また出し直していただけるということでございますので、よろしくお願いいたします。

◎政策検討会議

○議長（抜井尚男君） 続きまして、政策検討会議。

副議長、お願いします。

○副議長（井田和宏君） 井田です。政策検討会議から報告をさせていただきます。

まず、サポーター会議のほうなのですけれども、第3回目を10月29日に行いました。第4回目は12月5日に行う予定でございます。内容といたしましては、身近な緑を守り育てるための環境整備ということで議論をしております。2回目からワークショップ形式にて議論をしております。内容といたしましては、まず身近な緑とは、残すべき緑とは、新たにつくるべき緑とはの議論から始まって、そこから導き出されたのが緑の保全活用等に対する意識の醸成、環境教育を含めた子供たちのキャリア教育という2点が導き出されました。それをもとにまたワークショップ形式で議論を行ったのですけれども、ここでさらにポイントを絞って、企業、学校、町民等のかかわる仕組みづくり、専門部署の設置、キャリア教育、あと税制、寄附金等お金の集め方を含めたそういった税制等、その4点についてポイントを絞りました。この4点について、12月5日のサポーター会議で、どういったことが考えられるかアイデア募集をして、それをもとに提言を組み立てていこうということになっております。

政策サポーター会議については、以上の内容で今進めております。

政策検討会議なのですけれども、きょう8回目の政策検討会議が行われます。内容といたしましては、政策サポーター会議の進め方であったり、今やり始めているのが、昨年度提出をした提言の検証についてどのように行うか今協議を進めております。内容といたしましては、来年早々の全員協議会で執行側に回答を求める、説明を求めるということで今話を進めております。それに対する質問状というものを今つくって、厚生と総務の常任委員会のほうで見ていただいて、ご意見があればそれをまたもとに質問状をつくっていこうと思っております。それを執行側に提出をして、全員協議会の場で説明を求めるということにしております。

もう一つ今協議をしているのが、来年度以降の引き継ぎ事項、申し送り事項をどのような内容にするかを諮っております。具体的な内容といたしましては、構成メンバーを今の委員長さんに入っているのですけれども、その委員長さんでいいのかどうかとか、あとサイクルのспан、フローチャートをつくりましたけれども、このフローチャートで本当にいいのかどうか。あとは、サポーターの任期、またはテーマ

の決め方、町民の方の意見や声をどうやって吸い上げて政策の提言のテーマにしていくのか、その辺について今協議に入っておりまして、それをまとめて次期の政策検討会議に申し送りというか、引き継ぎ事項として渡していきたいというふうに思っております。

政策検討会議及びサポーター会議のほうからは以上でございます。

○議長（抜井尚男君） 政策検討会議からの報告でございました。

何かご質問等ございますか。よろしいですか。

〔発言する者なし〕

○議長（抜井尚男君） ほかに報告事項お持ちの方いらっしゃいますか。大丈夫ですか。

〔発言する者なし〕

◎その他

○議長（抜井尚男君） それでは、その他に移ります。

その他、何かお持ちでありましたら、皆様お願いいたします。よろしいですか。

〔発言する者なし〕

○議長（抜井尚男君） では、私のほうから3点。

まず、30日の最終日でございますが、今週の金曜日、最終日ですが、午後まで本会議が続くかどうかはまだ確定はしておりませんが、午後になった場合なのですけれども、町長のほうの都合で開始が恐らく14時になるかと思えます。それはご理解いただきたいというふうに思えます。

続きまして、通常議会で、全員で新年会をいつも行っておりまして、ことしも新年会を行ってまいりましたが、これから日程等調整して来年の年明けも新年会をと思っておりますが、期の末、いわゆる選挙も近いこともありまして、皆さんのほうから特段何か意見があればここで賜りたいと思えますけれども、ないようであれば2月中ぐらいにやろうと思っておりますけれども、何かございますか。

吉村議員。

○議員（吉村美津子君） 議員同士の新年会ということですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議員（吉村美津子君） そういう意義がわかりませんので、そういうのは私はなくてもいいと思います。

○議長（抜井尚男君） 吉村議員からはやらなくていいということでございますけれども、ほかには。

内藤議員。

○議員（内藤美佐子君） 内藤です。

期の終わりのときに、以前の話なのですけれども、期が終わる前に職員の皆さんと一緒に何か懇親会みたいなものが以前はあったのですが、これが新年会にかわるということでしょうか。

○議長（抜井尚男君） 私が今説明した新年会は、議会の中で毎年新年会だけはたしかやっていると思うのです。その新年会のこと、期が変わるときのためのものでは特にございません。

ほかにはよろしいですか。

菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

これまでは執行部のほうと定年退職を迎えられる方とか、やめられる方もいらっしやったのですけれども、3月の末だとちょっと時間がとれないということで、12月中に開催をしていたこともあります。そういったことも今回はどうなのかなというのが今の内藤議員の質問だと思うのですけれども、なければならないで終わってしまうのかなというところですか。

○議長（抜井尚男君） 内藤議員。

○議員（内藤美佐子君） 菊地議員に補足をしていただきましたけれども、そういう職員の皆さんとも考えておられるのであれば、そちらと合同でやってしまったほうがいいのかというふうには思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（抜井尚男君） 皆さんのほうで多くの方がそういうことを希望するのであれば、執行側と打ち合わせをして、やるかやらないかも含めて協議をしますけれども、吉村議員からはやらなくていいという、執行側と一緒にやるのであればやってもいいということですか。

吉村議員。

○議員（吉村美津子君） まずは、議員同士のそういう懇親会の場合は必要ないと、先ほどの議員同士のということでしたから、私は今まで、例えば議会事務局で歓迎とか、それから送別とか、そういうことには参加させていただいています。だから、そういった職員の退職とか、そういうことについての交流まで否定しているわけではありません。

○議長（抜井尚男君） 職員との合同であればいいということであるようですが。

吉村議員。

○議員（吉村美津子君） それが私は1月でいいのかどうかというのは、ちょっと疑問があると思います。まだ退職しないわけですし、3月議会で退職のときに発表されて挨拶とかありますから、そういう時点ではわかるのですけれども、まだ一生懸命仕事をしているさなかにそういったことをするのは、個人的には余り賛成ではありません。

○議長（抜井尚男君） 多分過去の経緯では、今菊地議員から説明ありましたけれども、3月とかの期の末だと忙しいということから、早い段階だったのだというふうに思いますけれども、その辺を含めて、執行側がもしやらないということであればできませんので、その辺を含めて、では執行側と協議しながら、また皆さんにご報告、またはご説明をしたいと思います。それでよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（抜井尚男君） それでは、そちらに関しては、執行側と協議して、皆さんにまたご連絡を差し上げます。

続きまして、4月、5月ぐらいから皆さんにご協議というかお話をさせていただいておりました、菊地議員から申し出がありました視察の関係ですが、今2年に1回、毎年以前行われていましたけれども、今は4つの常任委員会と議運がある中で、2つが例えばことし行けば、残りの2つは来年というような形になっております。そんな中で、各委員長さんに委員会の中のメンバーの方の考え方等も確認をさせていただきましたけれども、もしここでそのことに関してご意見等があれば承りたいというふうに思いますけれども、何かございますでしょうか。

お聞きしている内容では、これはあくまでも人数ですけれども、毎年ではなくて、今までどおり2年に1

回が多いようでありますけれども、何か意見があれば賜りたいと思いますけれども、よろしいですか。

これは、7月にも皆さんにご意見を頂戴しましたが、特にないということでしたので、多くの方が今までどおりということで、ただ意見の中には、必要であれば補正を組んでやっていただければということもありましたので、それは十分できることと思いますので、それでは予算の今もう要求が出ているところがございますので、今のところはことしと同じような形で出したいというふうに思います。それでよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（抜井尚男君） それでは、私からは以上でございますが、事務局からはないですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（抜井尚男君） それでは、事務局にお返しします。

◎閉会の宣告

○事務局長（齊藤隆男君） それでは、大変お疲れさまでございました。

閉会につきましては、井田副議長、よろしく願いいたします。

○副議長（井田和宏君） 本日は全員協議会ということで、早朝よりお集まりをいただきましてありがとうございました。また、もう12時を回ってしまったのですが、長時間にわたり協議をしていただきありがとうございました。

今定例会も30日までとなっております。また、日に日に寒さも増してきておりますので、お体には十分ご留意いただいて、最後までしっかりと臨んでいただきたいと思います。

本日は大変ありがとうございました。

（午後 零時19分）